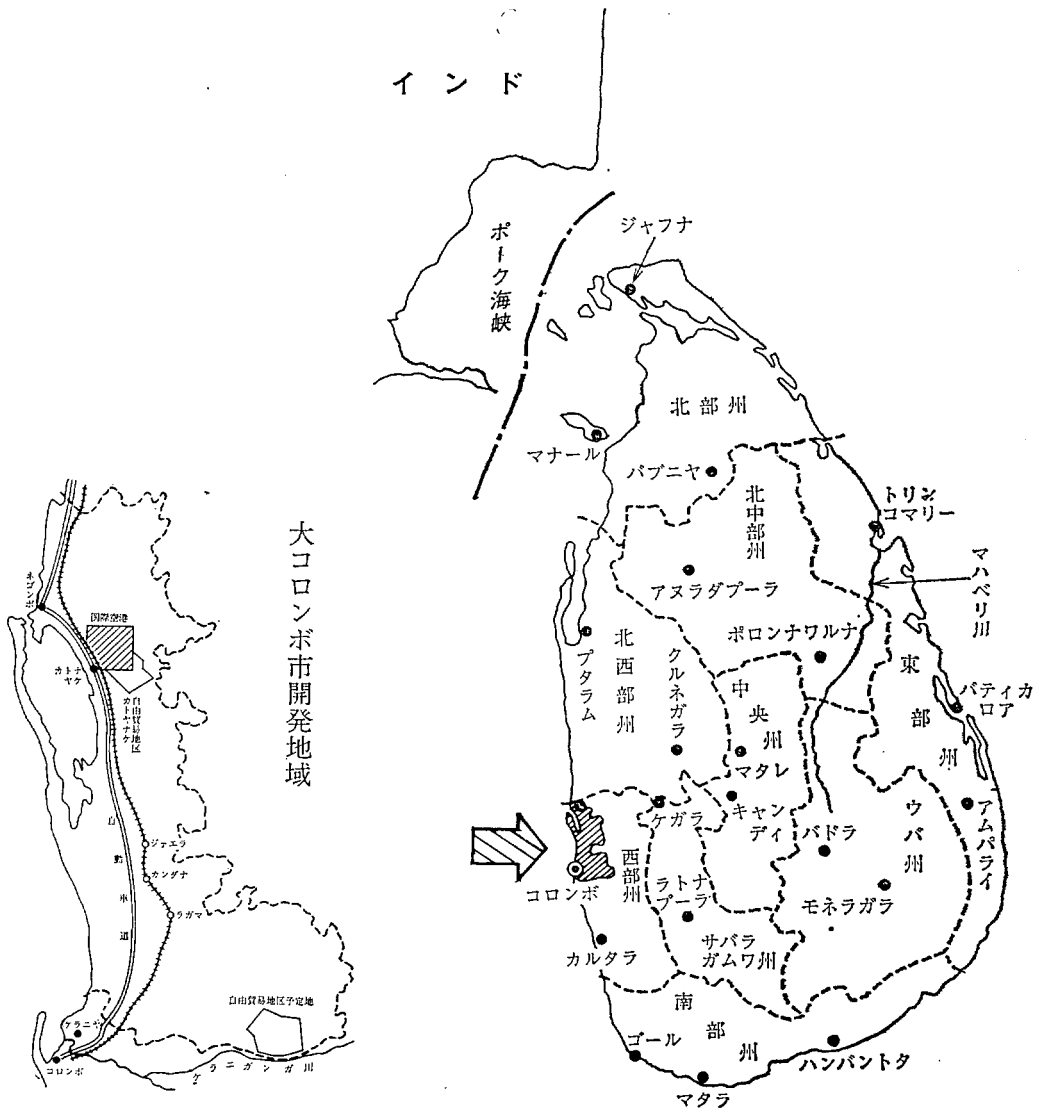


# スリランカ

スリランカ民主社会主義共和国

- 面積 6.56万km<sup>2</sup>
- 人口 1275万人 (1971年センサス) 1397万人 (1977年央推定)
- 首都 コロンボ
- 言語 シンハラ語, タミール語, 英語
- 宗教 仏教, ヒンドゥ教, イスラム教, キリスト教
- 政体 共和制
- 元首 J.R. ジャヤワルダナ大統領
- 通貨 セイロン・ルピー (1米ドル 買い15.52 (1978年12月21日) 売り15.55)



# 1978年のスリランカ

## —援助、外資依存の民主社会主義共和国—

### 国内政治

**統一国民党 UNP 政権の問題** 1977年選挙で議席の80%を占めた JR ジャヤワルダナ政権に与ったの問題は、野党第一党に人種問題から自治独立を主張するタミル統一解放戦線 TULF を迎え、労働組合に大きい勢力をもった左翼諸政党、平等社会党 LSSP、共産党(モスコウ派)CP、人民行動党 PDP(もと自由党 SLFP 左派)の統一左翼戦線 ULF を無議席、議会外に追ったことであり、それは120万の失業を抱え、前政権7年の左派的統制政策を一挙に援助・外資導入の自由化政策に切換えたインパクトと絡んでいるのである。1977年10月成立の1972年憲法第2次改正法により、大統領内閣制を78年2月の独立記念日に発足させた JR は大統領に就任し、首相にプレマダサを任命した。そして新内閣は憲法改正委員会を設け、新憲法案の起草に当ることになった。

委員会には自由党は参加したが、TULF は独自の憲法を作るとして参加しなかった。委員会の最終報告は6月採用され、これに基く法案が議会に出され、8月可決されたが、最終議決には TULF、自由党は欠席した。新憲法は1972年憲法を廃止して成立したもので、UNP の選挙公約により国名をスリランカ民主社会主義共和国とし、国民主権・基本権の保証を規定し、仏教を最高の地位におくとし、国は保護・育成するが、すべての宗教の権利を保証するとした。言語ではシンハラ語を公用語とするが、タミル語をシンハラ語と同じ国語とし、北部、東部の行政や大学のメディア等に用いられるとして、タミル人への譲歩を示した。さらに司法権の独立の尊重を規定する他、憲法裁を廃して最高裁を合憲判断の最終決定者とした。議員定数は168から196に増加されたが、選挙は小選挙区制による政党勢力の著しい変動からの不

安定をさけるという JR 大統領の考えで、政党得票比率によって議席を配分する比例代表制が定められ、空席の時の補欠選挙は行わず、同じ政党内の繰上げ選出になった。このことは強大な権限をもつ大統領の解任や、憲法の改廃が議員の3分の2以上の賛成と最高裁や大統領の認証を必要とすると規定されているので、極めて困難なことになったことを意味し、野党はこれを長期政権保持、独裁化をもたらすものとして激しく反対した。また政府が外国政府・企業と結ぶ投資の促進・保護の協定は、議会が3分の2以上で賛成する時は、国内法と同じ力を持ち、違背できないとした157条も多国籍企業の支配を招くものとして批判された。新憲法は9月7日公布され、新閣僚(参考資料の(1)をみよ)が任命された。

UNP は前政権の強権の非常事態法規乱発を非難してきたので、1月公安法を改正し、緊急事態を90日以上続けられぬようにし、新憲法でも司法独立、人権尊重を明らかにした。政府の第一の不安は分離国家を主張するタミル人勢力の動向である。1977年 TULF から UNP に転じたカナガラトナム議員は狙撃され(1月)、政府が大学入試にタミル人を優遇したとする自由党系分子の扇動から、タミル・シンハラ衝突の噂があり、2月全国学校に一斉休校措置が取られ、4月ジャフナで公安警官がタミル人過激派に4人殺害された。政府はそこにタミル分離国家解放虎運動 LTM という過激組織があるとして、5月解放虎運動、その他類似団体を禁止する法律とこの種容疑者の保釈を許さない刑事訴訟(特別規定)法を成立させた(参考資料(3))。野党はこれは政治活動、出版活動を制約するものと批判した。しかし新憲法でタミル語を国語として譲歩したことは、TULF に反響を与え、TULF の友党で、タミル人農園労働者30万を組合員にもつとされるセイロン労働者会議 CWC のトンダマン議長は政府に協力を表明し、9月入閣

して農村産業開発相となった。政府はさらに行政県の開発計画の作成指導・実施調整に当る県大臣を新設し、24県のうちタミル人の多い北部ジャフナ、ムライティブ2県の大臣の地位を TULF に提供し、協力を求めた。TULF 内部では賛否が対立し、10月 T. シバタムパラム等3議員の査問が行なわれたが、青年組織、婦人組織は別に会合を開き、協力反対を決議した。この決着は11月帰国のアミルタリンガム書記長をまつことにされたが、現在は入閣しない方針でまとめられている模様である。

政府の第二の関心は、議席の大幅減に拘らず存在する自由党勢力である。1977年から前政権閣僚への個人攻撃がされてきたが、政府は2月、大統領特別査問委員会法を成立させ、1970—77年の権力乱用の調査に当ることとした。これと併行して2月に議会(権限・特権)改正法も制定された。これは議会に議員に対する侮辱・中傷を処罰する権限を与えたものであるが、野党はこれは議会批判の言論を封ずるものと反対した(ただし道徳主義者の JR 首相は議員・大臣の行動基準21項を議会で発表し、与党関係者の自戒を求めた)。8月にはさらに地方自治体(市民権停止)法が憲法違反の提訴、野党の反対を排して制定された。これは前年からコロombo市議会等の不正調査を行なってきた G. P. A. シルバ委員会の勧告に応じるという形の立法であるが、その目的は前政権時代に勢力を振った F. D. バンダラナイケ元法相・蔵相ら43人から市民権を剥奪することにあった。8月からは A. C. デ・ソイサを委員長とする上述の大統領特別査問委の聴問が開始され、連日出席した証人が前政権の不正・弾圧を証言した。

これに対しバンダラナイケ元首相は、10月上訴裁判所に提訴し、大統領特別査問委法は過去の事件の溯及調査権を規定していないとして、審理の停止令状の発給を求め、11月裁判所はこれを認めた。この頃インドではガンジー前首相の議会復帰もあり、動揺した政府は直ちに最高裁判所に上訴裁への令状発給中止を求めるとともに、憲法82条の適用除外を求める新憲法第1次改正法案と大統領特別査問委(特別規定)法案を提出して成立させ、査問委の活動を継続させた。これに対し、バンダラナイケ元首相は上訴裁判所の決定の保護を

最高裁に求めた。なおその後 TULF のアミルタリンガム書記長は、議会議長に大統領特別査問委(特別規定)法の21条④項が不当に挿入されたと抗議したが、却下された。

政府の第三の懸念は、院外に去った左翼政党とその支配下の労組の動きで、かれらは物価上昇、改憲反対などの集会をしており、外資導入のためにも労働法規の改正を政府は必要とした。3月、雇用関係白書が発表され、労働者の経営参加、信託基金の設置を提案するとともに、罷業の事前通告、紛争の強制仲裁と1カ月前通告による解雇(1971年雇用打切り法は労働裁判所の決定のない解雇を禁じていた)を明らかにした。これに対し野党・労組の反対は強く、ILO条約違反の声もあった。政府はこれは公共部門にのみ考慮したものだとし、労働法改正を見送った。前政権時代強力を誇った労組機関合同委員会 JCTUO は、その後の自由党と LSSP、CP との反目から分解したが、8月から17大労組が合同労組行動委員会 JTAUC(参考資料(4))を組織し、政府の自由化政策、必需品の物価上昇反対、銀行・紡績労働者の復職要求、政治的報復・不公正人事異動抗議の1日ゼネストを9月28日決行するとした。政府はこれは政治ストであるとし、9月15日行政命令125号で当日のスト参加または欠勤の公務員は辞職と見なすとし、民間部門にもこれに従がわせることにし、スト当日の軍隊による輸送確保を定め、世界労連パストリノ書記長の抗議にも JR 大統領は反論した。政府の強硬姿勢にスト中止の労組が続出し、JTUACは25日スト延期を決定した。政府はこれに乗じてまず公務員・公社労働者のスト禁止、労組員の秘密投票によるスト決定立法を行なおうとしている。

**各政党の内部事情** UNP は JR 首相が大統領就任に伴って議員を辞任し、この補欠選挙(コロombo西区)は3月に行なわれ、UNP の A. Bastian が当選した。なお JR は1月 UNP 運営委員会の会長も辞任し N. G. P. Panditharatna が就任した。12月には第24回党大会が開かれた。

TULF はいままで連邦党 FP、タミル TC、会議、セイロン労働者会議 CWC の3組織連合とされたが、1977年 FP のチェルバナヤカム、TC のポナム

バラム総裁が死去したこともあり、2月の会合で総裁を1人と定め、7月総裁にM. シバタムパラム、書記長アミルタリンガムを決定した。TULF 内部には党務の北部出身議員支配に対し、東部の親シンハラ分子の多い議員の反感がありC. ラジャドライ議員は党会合を欠席し、問題とされた。10月、政府の県大臣2ポストの提供でも、かれはガネシャリンガム、T. シバタムパラム等とともに対政府協力を主張した。また9月には友党のCWCのトンダマンが入閣し、青年組織が過激行動に走り、弾圧を受けたこともTULFに打撃となった。

自由党は3月のコロombo西区補欠選挙に破れ、8月R.G. サマラナヤケ議員がUNPに転じて、議席を8に減じた。党の再建工作は進められたが、11月新しい党綱を採用し、党民主化委員会を設け、17人の委員を任命したが、問題の多いF.D. バンダラナイケ、マームド元教育相、S.K.K. スリヤラチチ書記長らは除かれた。

共産党CPは内部に自由党との提携復活を旨とすV.A. サマラウィクラマとこれに反対するS.M. ウエガマ、S. ウイクラマシンハ委員長の対立があるとされたが、ケネマン書記長はこれを否定した(2月)。3月、第10回党大会が東独・キューバなど海外代表の出席もえて開かれ、ケネマンの政治報告が採用された。LSSPには過激派といわれるバスデヤ・ナナヤカラ派が主流派の伝統的支配の労組、政府書記職労組GCSU(8月)、政府労組連盟GWTUF所属のトリンコマリ保健局労組(11月)の役員改選で主流派を破った。そして主流派のセイロン労働連盟CFLに対抗する労組連合体として統一労働連合UFLを作った(10月)。バス派はLSSP、CPの統一左翼戦線ULFを批判している。

**その他の事件** 新憲法は行政区にガムパハ、ムライティブの2県を新設して24県とし、また憲法裁判所を廃止し、最高裁を最終審判機関とし、上訴裁判所を設けた。政府は9月、裁判所法案を成立させ、第1審裁判所組織を高裁・地方裁・治安裁・初級裁と改め、従来あった村落裁判所・少額債権裁判所を廃止した。

## 対 外 関 係

1977年政権獲得後 JR 現大統領が明らかにした外交方針、東西双方との関係の維持、非同盟中立主義の堅持という根本的立場は繰返されているが、政権維持の切札をマハベリ河開発、自由貿易区、都市開発に賭ける政府の方針は、伝統的な親西欧体質のUNPの本質と相まって、西側への傾斜一援助・外資導入一を著しくした。そしてJR大統領の親近感を別として、日本以外に幅広く西側諸国との接触が拡大された。

非同盟諸国会議機構においても、バンダラナイケ前首相時代のような積極的提案はなく、国連貿易開発会議UNCTADでの活動、OPECとの接近に力点がおかれた。中ソ両国との関係も相対的に低下したが、両国間のウエイトでは、ソ連より中国との交流がまさっている。アジア諸国との関係では、77年に言明されたASEANへの強い関心は薄まり、選択的な太平洋、マレーシア・シンガポール・香港など旧英連邦諸国との接触が多く、とくにバンダラナイケ前政権に似た、ガンジー政権を倒したジャナタ党政権のインドとの協力を強めようとしている。

**国際機関・欧米との関係** 自由化政策、経済開発志向の現政権に対し、世銀、IMFは積極的支援を表明し、世銀はマハベリ河計画、自由貿易区に専門家を派遣し、マクナマラ総裁はマハベリ河工事現場を視察した(10月)。世銀はまたマスケリヤ産茶地域振興計画、モネラガラ砂糖開発計画、クルネガラ県総合開発計画の援助も進めている。4月のUNCTAD会議の議長をしたラリト商相は、途上国への債務切捨てを主張したと述べたが、英国、西独、オランダはスリランカへの債務棒引きを決定した。世銀主催の5月の援助国会議を前に、デメル蔵相、ディサナヤケ灌漑相は積極的活動を行ない、オーストリアの新参加があり、会議での援助約束額は60億ルーピーとされ、この他にマハベリ河事業に英国・西独・日本・カナダ・スウェーデンが援助することになった。

**日本との関係** 日本の商品援助は55億円に増加され、また前政権時代約束のインギニミチャ・ダム事業に18億円、その他ペラデニア病院建設、電話網拡充、住宅用棒鋼贈与などの援助があり、マハベリ河モラガハカンダ事業の分担を約束した。西独での列国議会同盟会議、ワシントン IMF 会議をへてデメル蔵相は10月に投資・援助を求めて来日した。また、同月東京での世界仏教会議にフルレ文化相も出席した。日本の仏教徒の訪スは頻繁で、日本山妙法寺の藤井日達師の平和パコダの寄贈式には JR 大統領も列席した(2月)。開発事業への助言に日本からテレビ、コロombo港湾改修、開発計画(大来佐武郎氏ら)の使節団が来島した。

**アジア・中東諸国との関係** 3月にベトナムのファン・バン・ドン首相が来訪した。1977年外交関係を開いた韓国にはハメード外相が1月訪韓し、文化交流、航空の2協定を結び、自由貿易区への投資を求め、韓国から8月李厚洛ら仏教代表団が朴大統領の親書をもって来島した。北朝鮮からは李宗木副外相が来た(4月)。ハメード外相は1-2月、シンガポール・マレーシアを訪問したが、シンガポール首相リ・クワン・ユは9月来島し、経済協力を約した。シンガポール企業は、トリンコマリの精粉事業の他に自由貿易区に投資をしているが、香港、韓国、マレーシア、タイ、インド、イラン、ドバイも投資をしている。バングラデシュからは大統領特使リーマン(7月)、パキスタンからはゴカル海運相が来訪した。インドとは1月経済協力委員会が開かれ、3億ルピーの輸出信用をえた。4月インドから迎えた仏舍利は各地を巡り、熱心な仏教徒が参拝した。JR 大統領は10月末~11月初にインド・ネパールを訪問し、帰国してアジアの英連邦諸国との協力を説いた。中東からはエジプト大統領特使ガーリ(3月)、アルジェリア大統領特使ケロウ(4月)、サウジの投資調査団アシュラフ一行(6月)、イラク副首相マスルーフ(7月)が来訪し、サウジはマハベリ河コトマレ発電事業融資を約した。中東への出稼ぎスリランカ人の送金は月300万ルピーとされ、ハメード外相は6月リビア・カタール・クエートを訪問し、労働力供給協定も話合った。同外相はイスラエルのレバノン侵入を非難した。

**中ソとの関係** ソ連を1月訪れた JR の特使ジャヤウィクラマは、コイスギン首相の訪スを要請した。5月ソ連と文化協定が結ばれ、ソ連はスリランカ人の中高等教育修了資格はソ連でも同資格と認めた。9月訪ソしたディサナヤケ土地開発相は、ソ連がマハベリ関連のウマオヤ事業援助を約したと述べた。スリランカ新聞代表団は招待されて4月訪中したが、中国から耿飈副首相(6月)、李琦教育副部長(8月)が来島した。12月妥結した中国との1979年貿易協定は、1952年来の米・ゴムのバーターを廃止し、米の代わりに他の中国品の輸入を定めたが、10月セイロン石油公社は中国タンカーによる中東原油の輸入契約を結んだが、米輸入に代わるものとされた。東独とは6月貿易協定ができ、ハメード外相は8月チェコ・ルーマニアを訪問した。

**軍縮の提唱** ハメード外相は非同盟諸国調整局会議、外相会議に出席しているが、4月のハバナ会議は第三世界ニュース・プール機構(コロombo設置?)を承認した。5月の会議でハメード外相は、JR 大統領の軍備廃止案を国連軍縮総会に出すことを提案し、国連総会でこれを主張し、この総会で日本の提案した軍縮管理機構設置案を JR 大統領は支持した。これは早く2月の英連邦太平洋地域首脳会議でも JR 大統領が主張していたもので、この会議で人類幸福のための軍縮・飢えの追放・テロリズム反対を提案し、バンダラナイケ前政権のインド洋平和地帯構想は口にされていない。JR はまたトリンコマリ海軍大学記念祝典で、トリンコマリはスリランカのもので、どの国にも貸与しないと述べた。

## 経 済 情 勢

**概 観** 新憲法により6年の新任期を確保した UNP 政権は、経済の構造転換のないままの援助・外資導入による一時的活況の失敗という苦い経験(1965-70年)もあり、雇用拡大、国際収支改善、生活水準向上のための開発を至上命令とした。こうしてデメル蔵相を中心に各閣僚の西側諸国への積極的な援助獲得・外資導入外交が、絶対多数支配の政局安定、経済自由化政策の堅持を材

料に展開された。そして政府が作成中の1979—83年450億ルピーの投資5カ年計画は、(1)マハベリ河開発計画による農業拡大、食糧自給、失業者吸収、(2)自由貿易区投資促進区への外資導入、輸出指向工業の育成、雇用増、外貨獲得、(3)都市開発住宅計画、生活基礎施設改善を3大主導事業とし、この他、港湾改善、茶振興計画も含んでいる。これに対する反応は、5月5日の世銀主催の援助国会議は60億ルピー(マハベリ援助除く。うち20億ルピーは贈与)で現われた。また、現政権出発の1977年7月からの援助は120億ルピーとされた。また1月大コロポ経済委員会GCEC法(参考資料(2))を成立させ、各国に投資を要請した自由貿易区への投資は、U. ウィジェワルダナ GCEC 長官の説明では、1978年11月初まで、46プロジェクト(協定調印29)、投資17億ルピー(外貨11億ルピー)、雇用可能2.6万人、投資国は15カ国とされ、マハベリ河事業については、マドル・オヤの事業の起工式が行われている。しかしこれらはまだスタートしただけで、その成果は時間がかかる。マハベリ河事業では建設機械、セメント不足の問題がすでに生じている。他方、為替レートの一体化、ルピー切下げは物価上昇をもたらし、輸入自由化は奢侈品輸入増となって、低所得者、失業者の不満を増大させている。

**総生産と支出** 1977年の成長率は4.4%で、前年の3%より改善され、人口増1.7%として1人当たり所得も前年の1.3%の2倍の2.6%になった。また交易条件好転で実質国民所得も9%伸びた。農業生産では米は前年比30%増の8000万ブシエルとなった。作付面積増、好天候、高収量のため、政府買付量も92%ふえた。補助食料18作物も作付面積増で増産された。これに対し輸出作物では、茶は好天候、高価格に拘わらず、6%増の4.6億ポンドに止まった。ゴムは採汁面積減のため、生産は前年の3億3500万ポンドから3億2200万ポンドに落ちた。ココナットは干ばつ、植換え不足のため、23.3億個から18.2億個にへった。建設業は原料不足で前年比9.6%減となった。製造業の成績も実質で1.1%増で、前年の1.9%増よりも落ちた。偏重された公共部門の生産が低いのと、民間の寡占による非能率と消費財輸入増によ

る外国競争の激化とが原因である。ただ操業率は7%ふえた。サービス部門は5.8%伸び、銀行・金融の21%増がとくに大きく、その他観光も伸びた。総資源のうちの輸入のシェアは前年の18%から17%に下がり、使用のうちの消費比率は70%から67%に低下し、資本形成は13%から14%に上がった。

1978年の予想を上期の実績から見ると、成長率は5.7%に飛躍し、1人当たり所得も4%(77年2.6%)になる。GNP増加の主力は77年が農業であったのに対し、工業・建設業・サービスが成長の50%に寄与する。農業は77年の7.2%より低い5.7%の伸びとされるが、粳米の生産は15%増の9200万ブシエルになり、補助食料、果実・野菜も増産されよう。漁業では、政府は漁業公社の生産活動を中止し、買入・分配に当らせ、外国漁船に漁獲高の40%提供を条件とした領海20マイル外の操業を認めるとしている。建設業は建材の入手が容易となり、公共事業の拡大で9.5%成長が見込まれ、製造業も原料手当増で操業率が向上し、5.6%増とされる。ただ、国内繊維工業は不況にあえいでいる。政府は7月、5億ルピーのナイロン工場建設計画を発足させた。10月の発表では現政権になってから20業種、805工場の設置を認可した。サービス部門は農工業建設業の活況で、商業・運輸は6%、金融は8%伸びよう。

**貿易・国際収支** 通関統計で1977年の貿易収支は76年の1.7億から6.3億ルピー(中銀統計は5億ルピー)の黒字となった。この改善は輸出価格の35%増に対する輸入価格23%増という交易条件の好転によるものだった。輸出収入は38%、18.2億ルピー増となったが、その多くは茶の輸出額が21億から35億ルピーと、67%増となったため、輸出量は1400万キロヘットだったが、価格がキロ10.5ルピーから18.86ルピーに上がったのが原因である。ゴムの輸出額は5%、4100万ルピー増に止まった。ココナット製品の輸出額は11%も減じた。

以上の伝統的三大作物の輸出額シェアは70%から72%に増加した。しかし、その他の小輸出作物も64%、1.5億ルピーふえ、宝石は14%、工業品も19%輸出がふえた。輸入では消費財輸入が急増し、輸入の42%を占めた。米9億、小麦粉9.2億、

砂糖 1.9 億ルピーなどを含む食・飲料は、総輸入の42%を占め、他方、中間財のシェアは49%から44%に、資本財は14%から12%になった。貿易方向は急変し、輸出ではパキスタンが輸出の8%、5.3 億ルピーとなり、英国は5.3 億、中国は4.3 億ルピーであり、輸入ではサウジが12%、イラン10%、米国9%、日本7%、インド、英国各6%となった。国際収支は貿易黒字3.5 億、サービス黒字3.2 億、移転収支受超5.8 億ルピーのため、經常収支は12.5 億ルピーの黒字となった。

これは1965年来のことで、純長期資本流入7.5 億ルピーを加えた基礎収支は20億ルピー黒字となり、外貨資産は41.7億ふえて、年末55.7億ルピーになった。長期資本ではプロジェクト援助3.8億、商品援助3.4億、食糧援助2.7億ルピーが大きく、短期信用、供給者信用は前年の12.6億から3.6億ルピーにへった。対外債務は58億ふえて108 億ルピーになったが、債務費比率は20.1%から16.1%に改善されている。1978年1—6月では輸出は前年同期比3%落ちた。ゴム、ココナツ、工業品の輸出は少し増加したが、茶、小輸出作物、宝石がへったためである。輸入は31.9億から69.7億ルピーにふえ、米の輸入は金額で5.2 億から2.9 億ルピーに、数量で31.4万トンから8.5 万トンに減じたが、機械、化学品の輸入がふえ、とくに車両は1.3 億から6.7 億ルピーになった。こうして貿易収支は前年同期3.4 億ルピーの黒字から1.5 億ルピーの赤字となった。1978年全年の予想は、輸出は77年の36.4億から59.5億ルピーになる。茶は価格が下がり、輸出量は4.1億ポンドから4 億500 万ポンドにへるが、ゴムは価格・数量ともに好転し、輸出額は9.5 億から22.3億ルピーにふえる。他方、輸入は62.9億から164.9 億ルピーと38%ふえ、車両、機械、繊維品、肥料、石油などは増大するが、米輸入は前年の53万トンから19.4万トンにへろう（なおスリランカは11月、232年ぶりに米輸出をし、12月長年の中国との米・ゴム貿易協定でも、米輸入を他の商品に切替えることにした）。經常収支は前年の12.5億ルピー黒字から24.3億ルピーの赤字に転じ、政府長期資本流入は25.3億ルピー見込めるが、短資返済もあり、基礎収支は2.7 億ルピーの赤字となろう。

**財政・金融** 1977年の通貨供給量は29%、12 億ルピー増加した。上期は選挙前の混乱があったが、下期には引締め、金利引上げ措置がとられた。通貨増の主因は銀行の外貨資産増19.4億ルピー、米作農業信用増などであった。政府は1月公定歩合を2%引上げ8.5%にしたが、8月また1.5%引上げ10%とし、9月国民貯蓄銀行、市銀は定期貯蓄預金金利を大幅に引上げた。このため定期性預金は8.6 億ルピーふえた。1978年1—6月の通貨供給増は9%で、前年同期の19%より鈍化した。外貨資産増、輸入自由化、米買入れへの銀行信用増が増加の原因である。しかし下期は国際収支赤字、外貨資産減、米買入れ信用返済で収縮が予想され、中銀は78年全体12%増と見ている。なお10月、国家抵当銀行と農工信用金庫は合同して国家抵当投資銀行となり、11月、国家投資銀行法、輸出信用公社法が成立した。

1977年財政収入は66.9億ルピーで、前年比16%増、当初予算比10%、6.3億ルピー増で、FEEC、消費税の減収以上に、輸出税、タバコ消費税、茶従価税、公社利潤等が伸びた。歳入は98.3億ルピー（GNPの34%）、前年比11%増で、經常支出の前貸勘定含む65.8億ルピーに対し、資本支出は選挙のため低調で32.4億ルピーで、財政赤字は31.3億ルピーだった。赤字は外国金融68.4億ルピー、国内起債12.8億ルピー等で埋められた。

1978年財政は、歳入は当初108 億ルピー、補正後112.9億ルピーとされ、輸出入税の減収に対し、取引高税、酒・タバコ消費税、茶従価税の増収を見込んでいる。經常支出は当初100.7 億、補正後115.7 億ルピーで、運輸省（バス）、大蔵省（公債利子、肥料補助）、食糧省（小麦粉）、工業省（石油公社）の支出がふえる。資本支出は当初51.8億、補正後60.6億ルピーで、マハベリ事業、電力事業をもつ灌漑電力省、バス・鉄道の運輸省、分権化予算の計画実施省が増加する。財政赤字は63.3億ルピーになるが、内債18億ルピーの他に、商品・プロジェクト援助、IMF 融資の44.6 億ルピーで補てんを見込んでいる。11月発表の1979年予算政府案は歳入114.3億ルピー、經常支出は109.5億と78年の115.7 億より低い、資本支出は71.9 億ルピーと78年の60.6 億ルピーを上回ることし、開発重視を示している。財政赤字は78年なみの63億ルピー

で、外国金融が赤字埋めの中心である。

**物価・賃金** コロンボ消費者物価指数の上昇率は1977年1.2%と前年と同じだったが、この統計は欠陥があり、政府も改訂作業を進めているものである。中銀は別に1977年から卸売物価指数を作成・発表しているが、これによると77年の上昇率は31%で、前年の8%を大きく上回った。中銀はまた1977年の消費者物価上昇を12—15%と見ている。1978年1—6月ではコロンボ消費者物価指数は前年同期比11%上昇した。食糧補助削減のためである。卸売物価指数は、インフレ率の低下、豊作による米価安定のためか前年同期比0.4%低下となっている。しかし1978年は郵便・電話・バス・焼酎（アラク）、ミルクの価格引上げがあり、とくに月収300ルピー以上への無料配給米打切りは、米の豊作で助けられたが、国際小麦価格値上りで、政府は5月、6月、8月と前年政権担当時に値下げしたパンの価格の連続引上げを迫られ、これは野党、労組の抗議を受けた。ラリト商相、デメル蔵相は米食拡大を国民に求めている。他方、米の豊作も倉庫、精米所不足で、米の腐敗という問題をおこしている。

1977年11月、政府は12月からの公務員、公社従業員に25%、最高50ルピー賃上げを実行し、これを賃金委員会所管民間企業にも延長した。これにより、1977年で政府従業員（教師除く）の最低賃金は5.3%、教師3.8%、下級公務員5.9%、技師・書記4%と上がった。民間部門では名目で農業は28.6%、工商業10.5%上がったが、実質増加率は低かった。政府は賃金体系の改革を研究しているが、1979年予算演説で、公務員賃金の10%増、最高50ルピーの引上げを明らかにした。なお職業安定所は選挙区単位の雇用銀行に切換えられた。民間労働争議件数は1977年126と前年の157より減じた（国内政治の項も参照）。

**その他** 運輸関係ではバス、鉄道の車両更新、輸送力増強が進められている。エア・セイロンは業務不振で、国際線を中止した。12月、新しくエア・ランカが発足した。カトナヤケ国際空港管理は陸軍の下に入り、コロン港改善も研究されている。

## 社会文化情勢

教育方針については、ニサンカ・ウィジェラトネ教育相は、男女共学制の廃止、英語の重視を述べ、JR 大統領は愛国心育成、6歳からの英語教育を説いた（7月）。3月には高等教育省が設けられ、教育改善委員会も発足した。新大学法は10月成立し、各キャンパスは独立大学となり、副総長がおかれ、大学助成委員会の下に運営されることになり、12月1日5副総長が発令された。なお、ニサンカ教育相は、学生紛争続発から全寮キャンパス制の廃止を言明した（3月）。公開大学は10月実施を伝えられた。8月には、Ruhuna、10月にはDumbraのキャンパスが開かれた。政府は仏教大百科辞典（3月）、シンハラ語辞典（5月）、1935—78年2月の近代史の編さん（9月）を助成するとした。また8月メートル法、イスラム図書館設置法が、3月コロンボ市が収用した劇場 Tower Hall の信託基金法が9月成立した。テレビ放映については、1979年4月実施目標に、1月日本に協力を申入れ、調査団が5月来島した。政府は、また数多い休日の再検討も言明した（7月）。雇用仲介については、計画実施省は従来の21の職安を各選挙区単位の雇用銀行に改め、選出議員は選挙区の18—40歳の失業者1000人を推せんでき、3人からなる就職委員会が選抜することにし、6月から実施された。

スリランカは11月末サイクロンに襲われ、死者1500人の災害を蒙った。また11月、メッカ巡礼団をのせたインドネシア・チャーター機のコロンボ近くの墜落事故があった。



スリランカ 1978年

## 重 要 日 誌

## 1 月

1日 ▶外国郵便料値上げ。  
 2日 ▶コロomboに第三世界の公報機関 World View Organization 設置計画。  
 ▶ウィジェトウガ情報相、カラーテレビ導入での日本との交渉を言明。  
 3日 ▶自由貿易区法案、議会提出。  
 4日 ▶ニサンカ教育相、男女共学の漸廃を言明。  
 5日 ▶家計救済法案(50ルピー支給)成立。  
 6日 ▶ヘラト食糧相、無料米受給者は700万と発表。  
 ▶26労組、予算案、無料配給米制限反対スト決議。  
 7日 ▶デメル蔵相、工業家に輸入割当制の存続を言明。  
 8日 ▶与党UNP運営委員会、J. R. ジャヤワルダナ会長の後任に N. G. P. Panditharatne 決定。  
 9日 ▶米国と1978年食糧援助協定1740万ドル(小麦粉10万トン)。  
 ▶各選挙区に就職仲介所(雇用銀行)設置計画。  
 10日 ▶ラリト商相、奢侈品輸入増で業者に警告。  
 ▶憲法裁判所、自由貿易区法案を審議。  
 ▶デメル蔵相、学校教科書に300ルピーのローンを確認すると通知。  
 11日 ▶バス公社、政府に1億8500万ルピーの補助要請。  
 12日 ▶タミル統一解放戦線 TULF、対政府静観政策を決定。  
 13日 ▶国連 UNIDO, UNDP, 世銀、自由貿易区援助を約束。  
 14日 ▶ハメード外相、航空協定、文化協定調印と自由貿易区投資勧誘で韓国へ出発(20日調印)。  
 ▶ラリト商相、必需品輸入優先言明。  
 15日 ▶共産党、改憲委員会出席拒否決定。  
 16日 ▶9日渡印のデメル蔵相帰国、3億ルピーのクレジット獲得発表。  
 ▶モハメド運輸相、鉄道の再編、組合の反政府スト禁止を言明。  
 18日 ▶太平洋観光協会 PATA 18 週年祭挙行。  
 19日 ▶JR 首相、自由貿易区法案の憲法上問題の条文削除を言明。  
 ▶政治犠牲者の再雇用決定(6.1万人)。  
 ▶日本越智大使、テレビ援助申入れ。  
 ▶TULF、独自の憲法案作成決定。  
 ▶ロンドン大学入学上級試験を6月コロomboで実施を決定(1966年より中止のもの)。

20日 ▶自由貿易区法案 130対12 で可決。  
 ▶教育改革3人委員会任命。  
 21日 ▶生計費指数調査委員会任命。  
 22日 ▶ゴールでの人種紛争平静化。  
 23日 ▶TULF 会議不出席の L. Rajadurai 議員の不問を決定。  
 ▶日本僧侶丹羽廉芳来島。  
 25日 ▶コロombo・カトリック大司教 S. W. Fernando 就任。  
 26日 ▶議会特権法改正法案、公安法改正法案、大統領特別査問委員会法案を憲法裁審議(30日議会へ提出)。  
 ▶日本、病院教育に7100万ルピー贈与。  
 ▶ハメード外相、シンガポール訪問。  
 ▶バングラデシュ、二重課税防止協定調印。  
 27日 ▶元 TULF、現 UNP議員カナガラトナム、タミル青年に狙撃さる。  
 29日 ▶航空双務協定でモルジブとの紛争解決。  
 30日 ▶JR 首相、マハベリ線上げ計画を発表。  
 ▶計画省 L. ジャヤワルダナ次官、5カ年計画作成準備と言明。  
 ▶自由党、憲法改正祝典不参加決定。  
 ▶刑法改正15委員任命。  
 31日 ▶日本国際開発センター大来佐武郎一行来島。  
 ▶公安法改正法通過。

## 2 月

1日 ▶議会特権法改正法通過。  
 ▶IMFウイッテフェン専務理事、スリランカへの3カ年援助供与言明。  
 2日 ▶ハメード外相関係記事の誤報でオブザーバー紙2記者を議会特権法で各1000ルピーの罰金。  
 ▶JR 首相、大臣・議員の行動基準案を提出。  
 ▶大統領特別査問委員会法通過。  
 ▶日本援助増額(トラクター、農業贈与8000万ルピー、緊急援助8000万ルピー、商品援助2億9200万ルピー)。  
 4日 ▶独立記念日、JR 首相、大統領に就任。コロombo西区選出議員を辞任。  
 5日 ▶プレマダサ地方自治・住宅建設相を首相に任命。  
 6日 ▶日本、ペラデニヤ・キャンパス医学部の病院建設に7300万ルピー援助。  
 8日 ▶UNP、配給問題の苦情を党本部で受け。

▷1977年8月暴動事件調査の Sansoni 委員会で、TULF のアミルタリンガム書記長証言。

9日 ▷プレマダサ首相、憲法改正特別委員会を主宰。

▷自由貿易区管理の大コロボ経済管理委員会GCECの Upali Wijewardene 長官ほか3委員任命。

10日 ▷JR 大統領、シドニーの英連邦地域首脳会議に出発。

11日 ▷共産党ケネマン書記長、党内対立説を否定（自由党左派との協力主張の V. A. Samarawickram と反対の Muttetu Wegama）。

12日 ▷ソ連でソ連・スリランカ友好週間。

14日 ▷英連邦会議で JR 大統領、軍備管理、イデオロギー強制反対の基調演説。

15日 ▷英連邦会議、テロリズム対策の共同努力声明。

▷オーストラリアから100万ドル寄付。

▷政府医師協会 GMOA、人事異動に抗議。

16日 ▷英連邦会議、飢餓追放を合意。

▷ノルウェー、米貯蔵庫15カ所建設（能力1000トン）に300万ルピー援助。

17日 ▷政府、南部キャンパス設置の M. B. アリヤパラ委員会報告を承認（スウェーデンと援助交渉）。

19日 ▷マスケリオヤ開発キャニオン電力事業発足。

▷Nandadeva Wijesekra のスリランカ近代史編さん委員会設置。

▷西独 F. クラムザー経済協力相と7800万マルク（7.8億ルピー）援助発表。

21日 ▷JR 大統領帰国。

▷ジャフナでの統一左翼戦線 ULF 集会、投石妨害され流会。共産党ケネマンら抗議。

22日 ▷デメル蔵相、パキスタン訪問（その後ジュネーブの UNCTAD 会議へ出席）。

▷商業会議所、輸出開発庁設置を要望。

23日 ▷学内の人種対立紛争説でニサンカ教育相、23-

24日全島学校閉鎖を命令。プレマダサ首相、野党の学生扇動を批判。N. アマラカネ住宅省前次官、V. W. クララトネ弁護士を学生扇動で逮捕。

▷プレマダサ首相、UNP 院内総務に就任。

▷ハメード外相、マレーシア、ニュージーランド訪問。

25日 ▷日本・スリランカ平和パゴダ除幕式。JR 大統領、日本山妙法寺藤井日達師出席。

27日 ▷全島学校再開。

▷モルジブへのエア・セイロン飛行停止。

▷UNP 運営委、党员 N. L. グナラトネをコロボ西区無所属立候補で追放。

▷TULF 委員会、総裁1人制を決定。

28日 ▷バンダラナイケ前首相の外国旅行を調査。

▷米国からマラリア援助借款1650万ドル。

### 3月

1日 ▷Lal Salgado 自由党を脱党、2日 UNP 加入。

▷ニサンカ教育相、教育改革委員会任命。

▷労働省、雇用関係白書発表。

2日 ▷ベトナム首相 Phan van Dong 来島（3日 JR 大統領と会見、軍縮で合意、5日帰国）。

▷ニサンカ教育相、マハラガマ教員訓練所閉鎖命令。

3日 ▷スリランカ・ベトナム貿易協定成立。

▷世銀、スラム再開発援助。

4日 ▷ラリト商相、中東経由、西独・東独・ユーゴ訪問に出発。

5日 ▷アスラダプラ脱獄事件発生、2名殺さる。

▷海運航空省、エア・セイロンの国際便中止を命令。

6日 ▷政府、非常事態解除で、週5日労働から5.5日労働への復帰を決定（9日命令）。

▷UNP 本部、コッテ市に移転。

7日 ▷JR 大統領、港湾滞貨の2カ月内一掃を命令。

▷10教員組合、マハラガマ訓練所閉鎖反対。

8日 ▷国際自由労連アジア地区大会で、C. V. Deva Nair, UNP 政府の労組政策支持。

9日 ▷ペラデニア・キャンパス休学閉鎖。

▷セイロン銀行、中東のスリランカ人送金受入れ発表。

▷教員退職年令を55歳から58歳に引上げ。

▷ラリト商相、UNCTAD 議長に選出さる。

10日 ▷Sun 紙の議員特権侵害を議会で論議。  
▷プレマダサ首相、雇用関係白書は討議参考資料と弁明。

11日 ▷ハメード外相、日本記者団と会見。

12日 ▷工業省、コロボ市内の工場設立禁止。

13日 ▷ラリト商相、UNCTAD で LDC の債務免除を主張。

14日 ▷アルウィス国民議会議長、インドとの経済条約を提唱。

15日 ▷コロボ市の Tower Hall 劇場を収用。

▷ハメード外相、イスラエルのレバノン侵入を非難。

▷ペラデニア・キャンパス閉鎖で、他のキャンパス学生抗議スト。

16日 ▷GCEC、自由貿易区の投資優遇措置発表。

▷ビデオランカラ・キャンパスで衝突、学生1名死亡。

▷コロボ西区補欠選挙戦で、野党自由党と平等党 LSSP 相互に非難。

17日 ▷LSSP 全国大会（19日まで）。

▷非同盟国会議調整局会合、ハメード外相はイスラエル非難。

20日 ▶ニサンカ教育相、居住制キャンパス廃止言明。  
21日 ▶共産党第10回全国会議（東独、キューバ等より来賓列席。26日ケネマン報告を承認）。

▶コロombo西区補欠選挙、UNP の Anura Bastian 当選（自由党、LSSP 敗北）。

▶エジプト大統領特使 B. Ghaly 来島、JR と会見。

▶最高裁、仏僧スマナの弁護士登録を承認。

24日 ▶ベレラ漁業相、漁獲の40%の国内供給を条件として、外国漁船の領海25マイル外の操業許可と語る。

27日 ▶スリランカ、国連でイスラエルの侵入を批判。

28日 ▶駐米大使に W.S. カルナラト 教授任命。

▶エア・セイロン10支店閉鎖。

29日 ▶高等教育省を設け、ニサンカ教育相が兼任。

30日 ▶JR 大統領、前政権時代の司法・行政の乱脈調査に J.G. Thomas Weeratne 最高裁判事らの3人委員会任命。

31日 ▶政府、コロombo港湾職員の Pori 制（やみ休暇）取締りを言明。

#### 4 月

2日 ▶JR 大統領、サルボタヤ運動支持表明。

4日 ▶西独、小麦2218トン贈与。

5日 ▶プレマダサ首相、メーデーに野党の行進を認める。4カ月間のデモ禁止令解除と言明。

6日 ▶セネビラト 労相、雇用関係白書の提案は政府部門労働者のみに関係と弁明。

▶商店事務所（雇用規制）法改正法案通過（夜10時までの開店認む）。

7日 ▶カルパゲ 教育省次官、大学の紛争は少数分子の策動、閉鎖解除近しと言明。

10日 ▶ラリト 商相、中国貿易協定の重要性強調。

▶ルーマニア、国有鉄道に車両150台供給。

▶R. ウィクレマシン 外相代理、クアラルンプールでトク首相と会談、インド洋の紛争解消で合意。

11日 ▶JR 大統領、カトナヤケ 国際空港の管理を陸軍司令官 Attygalle に付託。

12日 ▶シンハラ・ヒンドゥ 新年前日、JR 大統領、プレマダサ首相、人種友好・平和・繁栄を訴う。

▶北朝鮮副外相李宗木来島。

▶EC 4カ国から8.6億ルピー援助。

14日 ▶タミル・エラム・解放虎運動 LTM、ジャフナ地方、ムルンカンで公安警察官4人を殺害。

▶マハベリ計画に英国、西独、日本、スエーデンは援助内諾。

15日 ▶シンガポールのリー・クワン・ユ首相来島（大統領、首相と会談、20日帰国）。

16日 ▶警察、テロリスト活動対策班設置。

18日 ▶シリワルダナ委員会、南部ルフナ・キャンパス1.6億ルピー5カ年計画を勧告。

▶ハバナの非同盟28カ国代表会議、第三世界共同ニュース・プール案を承認。

19日 ▶ハマード 外相、シンガポールのリム 外相と経済技術協力・自由貿易区援助を交渉。

▶領海内漁業で拘留の台湾船に10万ドル罰金。

20日 ▶フルレ 文化相、ニューデリーでカピラバストの仏舍利受領式に列席（21日携帯して帰国、JR 大統領により受領式典、以後全島を巡遊）。

▶リー・クワン・ユ 首相、投資保護と二重課税回避協定の交渉、ASEAN 加入の考慮を言明。

24日 ▶大学キャンパス再開。

▶中国、スリランカ新聞記者代表団を招待。

25日 ▶V. アバイライ 委員会、バチカロア・キャンパス5カ年計画を勧告。

26日 ▶JR 大統領、自由貿易区、マハベリ河4プロジェクト、大コロombo市開発、コテ、コロナワ、マハラガマの都市開発の4大事業、10万雇用計画を発表。

27日 ▶ニサンカ教育相、キャンパス学長を副総長に任命する法案準備を言明。

30日 ▶アルジェリア大統領特使モハメド・ケロウ 来訪。

#### 5 月

1日 ▶メーデー各党行事。UNP の JR 大統領、青年70万雇用を言明。共産党ケネマン書記長は自由党右派とUNP を攻撃、自由党バ総裁はLSSP の横暴を批判。

2日 ▶ハマード 外相、自由党政権時代の閣僚外遊284回と発表。

▶ペラデニヤ・キャンパス9学生停学。

3日 ▶総選挙後暴行事件の苦情3400件受理。

▶オーストリア、デメル 蔵相に、援助国会議出席を約束。

4日 ▶政府、配給米に粗米も使用と決定（27日実施）。

▶オランダ、8億6200万ルピー援助約束。

5日 ▶パリで世銀主催援助国会議（60億ルピー援助約束獲得と報道）。

6日 ▶パン1ポンド70セント（12セント値上げ）、小麦粉72セント（10セント値上げ）決定。

7日 ▶日本からテレビ計画調査団来島。

▶4月の公安警察官4人殺害事件で8人逮捕。

9日 ▶デメル 蔵相、ストックホルムで2億6700万ルピー援助協定調印。

13日 ▶コロombo大雨、2000戸浸水。

- ↳ラリト商相, 米食増, パン食減を提唱。
- ↳JR 大統領, カトナヤケ空港視察, 老朽施設改善を指示。
- ↳自由党運営委, 党改革案を検討。
- ↳政府, タミル解放虎運動の4人を指名手配。
- 14日 ↳ラトナプラ地区豪雨, 4人死亡, 5万人避難。
- 15日 ↳マスケリヤ警察, 指名犯人1人逮捕。
- 17日 ↳米國小麦借款1300万ドル。
- 18日 ↳保釈不許可の刑事訴訟(特別規定)法案と, タミル・エラム解放虎とその他類似団体の禁止法案通過(23日公布)。
- ↳木材商人, 木材値上りに抗議。
- 19日 ↳商業省, 中国からの輸入米4万トンの輸出を考慮。
- 20日 ↳国際農業開発基金IFADとキリンディ・オヤ計画援助1200万ドル協定調印。
- 22日 ↳テロリスト25人降服。
- ↳ハバナ非同盟諸国調整会議で, ハメード外相, JR 大統領の軍縮案を提出。
- 23日 ↳プレマダサ首相, Hettiarachchi 博士らのシンハラ語辞典の編さん状況を説明。
- 25日 ↳T. B. Werapitiya 国防副大臣を治安担当大臣に任命。
- 26日 ↳ハメード外相, ニューヨークの国連軍縮総会で, JR 大統領の軍縮機関設置案提出と言明。
- ↳ニサンカ教育相, 普通学科修了試験GCE(OL)に宗教を必須科目とする勧告を受入れ。
- 29日 ↳ソ連と文化交流協定調印。
- 30日 ↳JR 大統領, 大学学部長会議で10の約束を言明。

## 6月

- 2日 ↳サウジアラビアからモハメド・アシュラフ他2人, 援助計画調査で来島。
- ↳カナダ, 精米所援助2200万ルピー約束。
- 3日 ↳自由貿易区投資への税制優遇の財政法改正案提出(23日可決)。
- 5日 ↳東独貿易代表団 Horst Soelle 外相ら来島(6日貿易協定調印。鉄道車両500台, 精米機械供与)。
- ↳洪水被害者援助を750ルピーに引上げ。
- 7日 ↳デバナヤガム法相, 昨年の汚職67件と報告。
- ↳デメル蔵相, ルピー切り下げ説を否定, 昨年の外国援助1億3900万ドルと報告。
- 8日 ↳G. P. A. Silva 委員会, コロンボ市議会の不正を報告。ファウジ元コロンボ市長, F. D. バンダラナイケ前法相の職権乱用を指摘。
- ↳デサイ・インド首相, ロンドンでセイロン・タミル

人代表にインドはタミル連邦の考えなしと語る。

- 9日 ↳日本テレビ計画調査団, 報告を提出。
- ↳共産党, LSSPの左翼政党, 刑事訴訟(特別規定)法, タミル解放虎運動禁止法を非難。
- 10日 ↳デメル蔵相, 金融会社規制立法作成中と語る。
- ↳JR 大統領, マハベリ計画によるカラウエワの立退き農民補償問題についてLSSPのN. M. ペレラの抗議に対し, 現地視察, 善処を回答。
- 11日 ↳スリランカ, 国連で日本の軍縮案支持。
- ↳カルバゲ高等教育相次官, 公開大学修了生の学位は通常大学のと同等にすると言明。
- 13日 ↳ハメード外相, リビアのジャマヒリヤ外相と労働力協定について討議。
- 14日 ↳雇用代理店法改正。
- 16日 ↳JR 大統領, 世界軍縮機関設置案を国連に伝達。
- 17日 ↳JR 大統領, 日本オイスカ農業訓練センター事業代表団と会見。
- ↳ニサンカ教育相, 大学法案でキャンパス自治認めると言明。
- 19日 ↳パン1ポンド80セント(10セント増), 小麦粉85セント(13セント値上げ)。
- ↳第2世銀, 茶産業振興に2550万ドル援助。
- ↳西独商品援助3100万マルク。
- ↳乳製品輸入関税引下げ。
- 21日 ↳中国の耿飈副首相ら友好使節団来島。
- 22日 ↳耿飈副首相, JR 大統領, ハメード外相と会談。非同盟会議支持。JRを中国へ招待(25日帰国)。
- ↳憲法改正特別委員会の改正草案提出。
- ↳政府, 県大臣の創設決定。
- 24日 ↳JR 大統領, アジア開銀等援助の南部キリンディ・オヤ計画ルヌガムベヘラ事業起工式出席。
- 26日 ↳自由貿易区に銀行開設認む。
- ↳世銀, クルネガラ県開発事業援助を検討。
- 27日 ↳インドとの第6回経済協力委員会開く。
- 28日 ↳セネビラトネ労相, 中東出稼ぎ国民の保障を言明。
- 29日 ↳英国541万ドルの債務を棒引き。
- 30日 ↳プレマダサ首相, 休日制の変更示唆。
- ↳バ前首相のセナナヤケ農相に対する告訴却下さる。
- ↳IMF 借款2800万ルピー。

## 7月

- 1日 ↳バス, 鉄道運賃値上げ。
- ↳地方自治体選挙法案第2読会通過。
- 3日 ↳イラク副大統領 Taha Muhiddin Masrouf 貿易交渉で来島(4日 JR 大統領と会見)。

▶エア・セイロン, モルジブ向け3便中止。

5日 ▶モハマド運輸相, 世界ムスリム・リーグ主催のアジア・イスラム会議出席。

▶政府, 米10万トン輸出承認。

6日 ▶1972年設立の国家茶公社の解散決定。

7日 ▶G. P. A. シルバ委員会の勧告で, 地方自治(市民権停止)法案公示(市議会不正関係者32名の市民権停止目的)。

▶政府, スリランカ大学労働者教育研究会受講の労働者の大学受験を承認。

▶セイロン国民会議独立運動の Edward H. Pedris の銅像除幕式。

8日 ▶情報省, 各省に対して, 各新聞紙の政府批判記事の収集を指示。

9日 ▶議会農業委員会, 農業生産性法と農地法の新農業サービス法への統合を勧告。

▶国際金融公社 IFC はバンク・オブ・セイロンに対し, 中小企業向け200万ドル借款供与。

▶自由党バ総裁, UNP 政権を批判, 自由党の再生を約束。

10日 ▶オーストラリア, ムトカンディセ・ダムに350万Aドル援助。

▶ディサナヤケ灌漑相, 年間178日ある祝祭休日の改革を主張。

▶日本技術援助の5億ルピーナイロン・プロジェクト起工式。

11日 ▶バス公社欠勤者多く, 運行混乱。

12日 ▶公務員融資のクレジット・カンシル融資基準拡大。

13日 ▶政府医師協会 GMOA, 独自の国民保険計画を発表。

▶中国大使に C. R. Dias Desinghe 任命。

▶セナナヤケ農相, 農民への年金と作物保険の総合計画を発表。

14日 ▶自由貿易区の投資促進地 IPZ に最初の工場定礎式。

▶デメル蔵相, 米食拡大, パン食脱却を強調。

▶JR 大統領, バングラデシュの Saifun Rehman 商相と会談。

15日 ▶バブニアで開催の TULF 総会, 総裁に M. Sivasithamparam (ナルル選出議員, 53歳), 書記長に Amirthalingam を決定(党本部と不和説の C. Rajadurai 議員も出席)。

▶JR 大統領, トリコンマリ海軍大学式典出席, トリコンマリの外国貸与を否定。

17日 ▶スウェーデン商品援助1000万ポンド。

▶元ジャフナ市長デュライヤパー殺人事件最後の起訴者 Bala Kalpathy をコロombo高裁は釈放。事件は自由党の内紛と判決。

18日 ▶地方自治体(市民権停止)法議会提出。

20日 ▶銀行従業員組合CBEU, 解雇された971人の再雇用要求スト。

▶地方自治体(市民権停止)法案についての野党動議をアルウイス国民議会議長却下。

21日 ▶JR 大統領, 施政第1年記念声明。

▶日本援助55億円(2250万ドル)。

22日 ▶キャンディでUNP 政権第1年記念集会, JR 大統領, 正直・自由を強調。

▶ニサンカ教育相, 公正方式決定まで教員異動中止と声明。

24日 ▶コロomboでユネスコ・アジア教育相会議。

▶JR 大統領, コロombo港湾労働者と会見, 規律を強調。

▶地方自治体(市民権停止)法案を憲法違反として3市民最高裁提訴(8月9日, 最高裁一部認める)。

25日 ▶プレマダサ首相, 新憲法草案を議会に提出。

▶インドのカピラバストの仏舍利, インドに帰る。

▶ハマード外相, ベルグラードの非同盟外相会議に出席。

▶JR 大統領, 愛国心教育計画推進を言明。

27日 ▶食糧省, 粗米買入れ3カ月中止発表。

29日 ▶TULF 大会開く。

▶エア・セイロン機, インド・ボンベイで着陸事故。

31日 ▶新憲法に違憲提訴2件。

## 8月

1日 ▶前政権権力乱用調査の大統領特別査問委員会, 聴問開始(委員長 A. C. de Zoysa)。

▶メートル単位法議会通過。

3日 ▶TULFアミルタリಂಗム書記長, 新憲法案は言語問題に若干の譲歩と語る。

4日 ▶セイロン労働者会議 CWC トンダマン議長, 新憲法案のタミル語条項を評価。

▶ラリト商相, 1979年米輸入不要と言明。

7日 ▶中央銀行, 市銀の対政府公社貸出し制限を前月比5%増から17%増に緩和通知。

▶プレマダサ首相, 新憲法案の157条削除を言明。

▶学生250人, マドル・オヤ・ダム勤労奉仕に出発。

8日 ▶新憲法案137対7で第2読会通過(CWCのトンダマン賛成, 自由党反対)。

▶JR 大統領, 次の選挙前に現政府の活動調査委員会設置を言明。

▶人民委員会廃止法案提出。

9日 ▶統一左翼戦線 ULF, 新憲法反対集会。

10日 ▶日本海外経済協力基金, インギニミチャ計画に18億円援助。

11日 ▶地方自治体(市民権停止)法案第2, 第3読会を133対17で通過(自由党, TULF 反対)。

▶政府書記職労組 GCSU 役員改選で, LSSP主流派幹部落選, 過激派バスデヤ・グループの G. D. Sawanadasa 委員長に就任。

14日 ▶マハベリ計画モデル・オヤ・ダム起工式, JR大統領出席。

▶政府, ポロンナルワ, アムパライを Dry Area に指定。

▶ホテル, バーの飲酒販売中止。

16日 ▶タバコ5セント, 国産焼酎1本1.6ルピー, コニャック1.8ルピー値上げ(増収予定3億ルピー)。

▶新憲法案137対0で成立(自由党, TULF 欠席, CWC トンダマン賛成)。

18日 ▶デメル蔵相, 宝石の外貨準備案を発言。

▶JR 大統領, プレマダサ首相, 西独経済相 O. G. Lamsdorff と会談。

19日 ▶国家開発銀行法案作成。

20日 ▶韓国 Lee Hu Rak(李厚洛)ら仏教代表团, JR 大統領と会見, 朴大統領親書手交。

▶パン1ポンド80セントを1ルピー, 小麦粉85セントを1.12ルピーに値上げ。

22日 ▶CWC のトンダマン, TULF のタミル分離国家政策固執を批判。

▶自由党バ総裁, 自由党再編を語り, 新憲法と食糧値上げで政府を非難。

23日 ▶デメル蔵相, 月50ルピーの無収入手当て申請者35万人と声明。

24日 ▶JR 大統領, 日本の仏僧による児童仏教教育布施所寄贈式に出席。

▶森林保護法案提出。

25日 ▶サマラウエワ内務副大臣, 前政権による政治犠牲者再審1.3万人申請と語る。

▶ディサナヤケ灌漑電力相, 5カ年5000農村電化計画を発表。

27日 ▶JR 大統領, マタラ県ルフナの南部キャンパス開設式出席。

▶自由党バ総裁, LSSP 共産党との連携を否定。

28日 ▶大統領特別査問委で, H. デヘラゴダ前最高裁判事, F. D. バンダラナイケ前法相の司法介入を証言。

▶カナンガラ海運相, 日本はコロンボ港改善調査団派遣承諾と発表。

30日 ▶オーストリア, 世銀援助国グループに参加。

31日 ▶米国肥料援助1200万ドル, ペラデニヤ農学部に贈与300万ドル。

▶新憲法裁可。

## 9月

1日 ▶日本, 病院援助8億円協定。

3日 ▶ペラデニヤ・キャンパス暴動で24人逮捕。

5日 ▶CWC 中執委, トンダマンの入閣を承認。

▶ULF 新憲法反対コロombo大会。

6日 ▶CWC トンダマン入閣受諾。自由党議員 R. G. Samaranyake, UNP に入党(自由党議席8名。TULF の一派 CWC の与党化)。

▶都市開発局法通過。

7日 ▶スリランカ民主社会主義共和国憲法公布, JR 新大統領就任, 22新閣僚宣誓。700人大赦。

▶ラトマナラ空港でエア・セイロン機爆発事故。

8日 ▶公安警察, 国内空港安全チェック。

▶バチカロアで爆弾騒ぎ, TULF 青年過激分子 Kasi Ananda ら9人逮捕。

9日 ▶Shelton Jayasinghe 郵便・電通相死去(14日ウイジェトゥンガ電力・道路相が兼任)。

11日 ▶最高裁判事新任宣誓。

▶カナダ援助2億7100万借款。

12日 ▶大統領特別査問委, 前政府のJRに対する旅券押収事件を聴取。

▶バ前首相, 上訴裁判所に大統領特別査問委の審議差止め令状を請求。

13日 ▶政府, 合同労組行動委員会JTUACの28日ストに参加の公務員, 公社従業員を違法と警告。

▶Alwis 国民議会議長辞任(14日情報・放送・観光担当大臣就任)。

▶コロombo市水不足。

14日 ▶新閣僚5人, 22副大臣の就任宣誓。

15日 ▶JR 大統領, バ前首相の大統領特別査問委への異議申立に関し, 政府は司法に不介入と声明。

▶TULF 系労組28日スト不参加表明。

▶マシュー工業相, 28日ストは政治ストと警告。

17日 ▶JR 大統領, 72歳誕生日。

▶プレマダサ首相, 政治ストに警告。

18日 ▶大統領特別査問委, バ前政の保釈権乱用を審議。

▶裁判所改組法案公示(21日議会提出)。

19日 ▶ジャヤウィクラマ行政・内務次官, スト当日のバス・列車の運行, 郵便配達確保を声明。

20日 ▶フルレ文化相, N. ウイジェセケラ博士らによる1935—78年2月4日の歴史編さん開始と発表。

▶国民議会議長に M. A. Bakeer Marker 任命。  
 ▶JR 大統領, スト参加者は退職者と見なす, 民間にも同じ方針を要請と語る。  
 ▶自由党バ総裁, 28日スト不参加言明。  
 ▶チェコの世界労連のバストリノ書記長, 政府のスト弾圧に抗議電報 (23日 JR 大統領反論電報)。  
 22日 ▶ULF ソイサ書記長, スト問題で政府批判。  
 ▶銀行従業員組合 CBEU スト不参加。  
 25日 ▶JTUAC, スト中止声明。  
 ▶野菜輸出一時禁止。  
 ▶日本, 住宅用棒鋼6億円贈与。  
 ▶アジア太平洋開発行政センター研究集会で, プレマダサ首相, 行政分権化強調。  
 26日 ▶フランスのインド・スエズ銀行, 支店開設を発表。  
 27日 ▶中銀, 為替管理緩和。封鎖預金の送金限度10万ルピーに引上げ。  
 28日 ▶JR 大統領, 銀行従業員組合 CBEU 代表に前政権時代解雇者 971 人復職善処を約束。  
 ▶世銀, パス公社に 1.6 億ルピー援助協定。  
 ▶自由貿易区へのフランスのクルーズ・ロワール会社投資協定調印。  
 29日 ▶選管委員会, 1979年2月4日までの12市議会, 33準市議会の選挙決定。

## 10月

1日 ▶ドンブラ・キャンパス開設。都市開発公社設立。  
 ▶フルレ文化相, 東京の世界仏教会議出席。  
 2日 ▶JR 大統領, アジア地域労組機関国際会議で, 公共部門のスト禁止を示唆。  
 ▶コトマレ発電事業に, サウジ・アラビア5000万ドル借款。  
 3日 ▶贈与自動車輸入禁止。  
 ▶タワー・ホール基金法通過。  
 5日 ▶22県県大臣任命宣誓式。  
 ▶裁判所改編法案通過。  
 6日 ▶TULF 総裁, M. シバシタムパラム, JR 大統領とジャフナ, ムライティブ2県の県大臣への TULF 議員任命問題で会談。  
 ▶LSSP 過激派 V. ナナヤカラ, 自由党を批判。  
 8日 ▶ヒッピーへのビザ延長を1カ月に制限。  
 9日 ▶西独, カナダ, 米国防問のデメル蔵相, 日本訪問。園田外相, 村山蔵相と会見。  
 ▶ソ連訪問帰国のディサナヤケ灌漑相, ソ連のウマ・オヤ援助約束を語る。  
 ▶コロンボ・ゼネラル病院の2日間スト解決。

10日 ▶マハベリ計画マドル・オヤ工事, 機械不足でおくれ。  
 ▶世銀と産茶地5万エーカー開発に2100万ドル援助交渉。  
 12日 ▶世銀マクナマラ総裁来島 (12日, 政府首脳と会談, 13日マハベリ事業視察)。  
 ▶ラリト商相, インドネシアへの米輸出を発表 (1746年以來232年めの米輸出)。  
 13日 ▶石油公社, 中国遠洋運輸公司の李志然と中東原油運輸を契約。  
 14日 ▶JR 大統領, イスラムニヤで Vap Magul 儀式 (古代シンハラ農耕儀式)。  
 ▶パキスタン, 米10万トンの対スリランカ積出し延期要請を受諾。  
 16日 ▶ブルック・ボンド会社労働者スト。  
 17日 ▶ディサナヤケ灌漑相, 公務員, 公社従業員スト禁止立法決定と語る。  
 ▶エネルギー節約の週5日労働法案公示。  
 18日 ▶精米業者協会長 J. H. カルナラトネ, 官僚的米買入れ, 配給制の失敗を非難。  
 19日 ▶失業者手当50ルピーを希望者に粃米代替支給を決定。  
 ▶ノルウェイ国際開発局 NORAD 代表 H. H. Engbrigtsen と石油探査援助交渉。  
 20日 ▶国家抵当銀行と農工信用銀行合併の国家抵当・投資銀行発足。  
 ▶EC, マハベリ計画に200万欧州計算単位 EUA 援助決定。  
 ▶アジア開銀, 茶工場改善援助7000万ルピー。  
 22日 ▶モハメド運輸相, トリンコマリ・パチカロア鉄道建設を発表。  
 23日 ▶大統領特別査問委, 人民解放戦線 JVP R. ウィジェウエラの証言聴取 (自由党の弾圧を証言)。  
 ▶最高裁, 大学法案審査を開始。  
 ▶オランダ, 医療器具1億1300万ルピー援助。  
 ▶LSSP 過激派のバスデヤ・グループ, 主流派のセイロン労働者連盟 CFL に対抗して労働者統一連盟 UFL を結成。  
 24日 ▶カトナヤケ空港燃料不足で, チャーター便受入れ中止。  
 ▶ギフト輸入の制限廃止。  
 25日 ▶コロンボ県大臣マリマラチチ暗殺計画で6人逮捕。  
 ▶政府, 大学での英語受講学生への特権停止を決定。  
 26日 ▶JR 大統領, インド・ネパール訪問へ出発 (11月9日まで)。

▷物価統制違反通報者への報賞基金設置。

▷オーストラリア, 1700万ルピー贈与。

28日 ▷有名映画女優 Rukmani Devi 死去。

29日 ▷TULF ジャフナで執行委員会, 対政府協力説の C. ラジャドライ, T. シバシタムパラム, P. ガネシャリンガム 3 議員問題討議, タミル青年戦線, 婦人戦線は政府協力反対集会。

## 11月

1日 ▷パキスタン海運・港湾・輸出促進相 Mustafa K. Gokal 来島。

3日 ▷サイクロン, スリランカー角から反転, ジャフナ大洪水。

▷F. ペレラ漁業相, 漁業協組の解体説く。

4日 ▷トリニコマリの保健局労組, 幹部改選, 20年の LSSP 主流派支配から, パスデヤ派に移る。

▷JR 大統領, ネパール Birendra 国王と会見。

5日 ▷TULF 書記長アミルタリンガム帰国。

▷デバナヤガム法相, 議員の党籍変更でも憲法改正せずと言明。

7日 ▷大統領特別査問委, F. D. バンダラナイケ元法相に1979年1月22日の出頭命令。

▷大学法案通過。

9日 ▷JR 大統領帰国。

▷上訴裁判所, 自由党バ総裁の申立てを支持, 大統領特別査問委の事件の審理差止めを命令。S. パスパティ法務総裁はこの命令の執行停止を最高裁に申請。

10日 ▷スイス, 気象台新設設備援助。

▷自由党大会, 新党章採択。

12日 ▷自由党, 党民主化の特別執行委員会設置, バ総裁が委員長。

13日 ▷マハベリ計画事業に, 英国からの工事機械, 世銀, カナダ専門家到着。

14日 ▷インドネシアへの米輸出式典挙行。

15日 ▷デメル蔵相, 1979年予算演説。

▷F. D. バンダラナイケ元法相, 大統領特別査問委の A. C. デソイサを名誉毀損で告訴。

▷インドネシア・メッカ巡礼団のチャーター機, コロンボ近郊で墜落。

16日 ▷JR 大統領, 航空事故調査を命令。

▷JR 大統領, 公務員のスト禁止立法を言明。

17日 ▷税の大赦法。国家投資銀行法, 商店・事務所(雇用規制)法, 妊娠婦手当法通過。

▷来島中の日本中部経済連合会一行, 投資関心表明。

19日 ▷ウダラガマのモデル村建設起工式。

20日 ▷政府, 憲法第1次改正法案(83条(1), (2)項の不適

用), 大統領特別査問委(特別規定)法案(過去の事も査問できる)についての最高裁の適法通知を受けて, 議会上に提出。自由党の反対を排して可決(TULF 議決不参加)。

▷元総督 Oliver Goonetilleke 帰国(12月16日死去, 86歳)。

21日 ▷自由党バ総裁, 上訴裁判所に11月9日の上訴裁判所の決定に関し保護令状を再申請。

22日 ▷JR 大統領, 大統領特別査問委は不当行為のみを調査のものと弁明。

▷ソ連 L. I. Rovnin 地質相一行来島。

23日 ▷サイクロン東海岸を直撃, 大被害。

▷IMF 借款1億7850万ドル。

▷農村議会選挙区画委員会任命。

▷JR 大統領, 第10回アジア新聞協会出席。

24日 ▷サイクロン被害増大。ペラデニヤ地すべり。

27日 ▷デバナヤガム法相, サイクロン被害1億ルピーと言明。

28日 ▷国民住宅法改正法案, 消費者保護法案, 輸出信用公社法案通過。

29日 ▷サイクロン被災地へのバス・列車運行復旧。学童に無料で米, カレー配給。

▷JR 大統領, 被災地に公安法発動。

▷予算案第3読会通過。

30日 ▷米国軍事チーム20人, サイクロン被災復旧援助で来島。

## 12月

1日 ▷大学法により, ペラデニヤ大学, ジャフナ大学, コロンボ大学, ケラニヤ大学, スリ・ジャヤワルデナプラ大学(旧ビデオダヤ・キャンパス)の副総長任命。

▷選挙区画委員会 G. P. A. シルバ等任命。

▷日本沿海養殖漁業専門家4人来島, 視察。

4日 ▷社会事業局, 被災者に500ルピー支給。

▷カーター大統領, プレジネフ書記長から見舞電報。

▷マーカー国民議会議長, TULFのアミルタリンガム書記長の, 11月20日通過大統領特別査問委改正法の第21条(a)項は不当挿入という質問を却け, 正当と回答。

▷最高裁支部, 自由党バ総裁の大統領特別査問委改正法第21条(a)項の真実証明の問題提訴に2週間の休会を認む。

5日 ▷ジャフナのナルル人民銀行に白昼118万ルピー強盗, 警官2名死亡。

6日 ▷プレマダサ首相, 議会で大統領特別査問委改正法は適法と言明。

▷統計局, 1977年都市家計調査に基づく新物価指数報告を提出。



▶TULFアミルタリンガム書記長、議会で新聞のタミル人関係報道に対する情報省の態度を批判。

7日 ▶プレマダサ首相、自由党のサイクロン災害の政治利用を非難。

9日 ▶香港で自由貿易区投資セミナー。

10日 ▶JR 大統領、世界人権宣言の実行を強調。

11日 ▶日本大平首相、災害援助460万ルピー。

▶サイクロン被災地に洪水、2万人避難。

12日 ▶セネビラトネ労相、会社の労働者評議会と労働者信託基金設置法案を近く提出と声明。

15日 ▶中国・スリランカ1979年貿易協定交渉開始（20日調印、中国代表対外貿易部副部長王潤生。中国からの米輸入なし。片道5500万ドル協定）。

▶政府、接收英国企業 Ceylon Oxygen の返還請求を拒否。

16日 ▶与党UNP第24次大会開く。JR 大統領、民主主義尊重、コミュニズムの無法許さぬと演説。

19日 ▶議会で TULF アミルタリンガム、北部州での

タミル人への軍人・警官の暴行に抗議。プレマダサ首相、TULF の人種不和扇動言説を批判。TULF 議員退席。

21日 ▶日本国際協力事業団、沿岸魚養殖事業センターに4000万ルピー援助申入れ。

22日 ▶予算案第3読会通過。デメル蔵相、大型開発投資に450億ルピー支出と声明。

23日 ▶ハメード外相、OPEC議長に石油値上げで抗議。

24日 ▶1月発足の8大学の学長任命（コロンボ大学、カトベダ大学、ペラデニヤ大学、スリ・ジャヤワルデナプラ大学、ケラニヤ大学、ルフヌ大学、ジャフナ大学、公開大学）。

25日 ▶サイクロン被害救済に2200万ルピー支出。

▶市街地の外人非讓度を内定。

28日 ▶サイクロンによるココナット樹の倒木248万本と報告（アムパライ、バチカロア、ポロンナルワ3県）。

29日 ▶プレマダサ首相、サイクロン被災地住宅再建報告チーム任命。

## 参 考 資 料

スリランカ 1978年

1. J. R. ジャヤワルダナ大統領内閣, 閣僚名簿
  2. 大コロボ経済委員会法
  3. タミル・エラム・リベレーション・タイガースとその類似団体の禁止法律
  4. 合同労働組合行動委員会参加17労働組合
- 
1. **J. R. ジャヤワルダナ大統領内閣, 閣僚名簿**
  1. 国防大臣兼計画実施大臣 J. R. ジャヤワルダナ(留任。Minister of Defence, Minister of Plan Implementation)
  2. 総理大臣兼住宅・建設・地方自治大臣 R. プレマダサ(留任。Prime Minister, Minister of Housing, Construction and Local Government, Ranasinghe Premadasa)
  3. 行政管理・内務大臣 W. G. M. ジャヤウイクラマ(留任。Minister of Public Administration and Home Affairs, W. G. Montague Jayewickreme)
  4. プランテーション産業大臣 M. D. H. ジャヤワルダナ(留任。Minister of Plantation Industries, M. D. H. Jayawardene)
  5. 社会事業大臣 アソカ・カルナラトナ(留任。Minister of Social Services, Asoka Karunaratne)
  6. 文化大臣 E. L. B. フルレ(留任。Minister of Cultural Affairs, E. L. B. Hurulle)
  7. 運輸大臣 M. H. モハメド(留任。Minister of Transport, M. H. Mohamed)
  8. 農業開発・研究大臣 E. L. セナナヤケ(もと農業・土地相。Minister of Agricultural Development and Research, Edward L. Senanayake)
  9. 農村開発大臣 I. W. カナンガラ夫人(もと海運・航空・観光相。Minister of Rural Development, Mrs. Irene Wimala Kanangara)
  10. 労働大臣 C. P. J. セネピラトナ(留任。Minister of Labor, capt. Cyril P. J. Seneviratne)
  11. 保健大臣 G. W. ジャヤスーリヤ(留任。Minister of Health, Gamini N. Jayasuriya)
  12. 郵便・電気通信大臣 D. B. ウィジェトゥンガ(Minister of Post and Telecommunication, D. B. Wijetunge. 前任 Shelton Janasinghe 1978年9月9日死亡で、ウィジェトゥンガが電力・道路相が9月14日兼任)
  13. 繊維産業大臣 W. メンディス(留任。Minister of Textile Industries, Wijepala Mendis)
  14. 外務大臣 A. C. S. ハメード(留任。Minister of Foreign Affairs, Abdul C. S. Hameed)
  15. 法務大臣 K. W. デバナヤガム(留任。Minister of Justice, K. William Devanayagam)
  16. 食糧・協同組合大臣 S. B. ヘーラト(留任。Minister of Food and Co-operatives, S. B. Herath)
  17. 工業・科学大臣 K. C. マッシュー(留任。Minister of Industries and Scientific Affairs, K. Cyril Mathew)
  18. 電力・道路大臣 D. B. ウィジェトゥンガ(もと情報・放送相 Minister of Power and Highways, D. Banda Wijetunge)
  19. 大蔵計画大臣 R. J. G. デ・メル(留任。Minister of Finance and Planning, Ronald J. G. de Mel)
  20. 土地・土地開発大臣兼マハベリ開発大臣 L. G. ディサナヤケ(もと灌漑・電力・道路相 Minister of Lands and Land Development, Minister of Mahaweli Development L. Gamini Dissanayake)
  21. 議会担当・スポーツ大臣 M. V. ペレラ(留任。Minister of Parliamentary Affairs and Sports M. Vincent Perera)
  22. 商務・海運大臣 L. W. アトゥラトムダリ(もと商務相 Minister of Trade and Shipping, Lalith W. Athulathmudali)
  23. 教育大臣兼高等教育大臣 N. P. ウィジャヤラトナ(留任。Minister of Education, Minister of Higher Education, Nissanka P. Wijeratne)
  24. 漁業大臣 F. ペレラ(留任。Minister of Fisheries, Festus Perera)
  25. 農村産業開発大臣 S. トンダマン(新任。セイロン労働会議議長。Minister of Rural Industries Development, S. Thondaman)
  26. 青年問題・雇用大臣兼外務副大臣 R. ウィクレマシンハ(新任。Minister of Youth Affairs and Employment, Deputy Minister of Foreign Affairs, Ranil Wickremasinghe)
  27. 国務大臣(情報・放送・観光担当) A. デ・アルウイス

(新任。もと国民議会議長。Minister of State-Information, Broadcasting and Tourism, Anandatissa de Alwis)

\*28. 国務大臣(非合法団体担当) T. B. ウェラピチャ(もと治安担当副大臣 Minister of Proscribed Organizations, T. B. Werapitiya)

\*29. 国務大臣(コロンボ病院グループ担当) R. アタパットゥ (Minister of Colombo Group of Hospitals, Ranjit Atapattu)

\*30. 無任所大臣 H. ヘーラト(新任。ココナット産業担当, Minister of Coconut Cultivation and Industry, Harold Herath)

(出所) *Ceylon Daily News* 1978. 9. 7, 9. 14.

\*非閣議大臣

## 2. 大コロンボ経済委員会法 (1978年法律4号, 1978年1月31日裁可)(要訳)

大コロンボ経済委員会を設け、共和国の経済開発と振興に必要な権限を与え、関連し付随する事項を定める法律。

第1条 簡称と施行 (省略)

第2条 管理委員会の設置 (省略)

第3条 委員会の目的 (1)共和国の経済開発の育成・発生 (2)経済基盤の拡大・強化 (3)外国投資の奨励・促進 (4)外国為替収入源の多角化, 輸出収入の増大 (5)工業的・商工業的企業の設置開発の奨励・育成 (6)所管領域事項の運営 (7)上述の目的の達成に必要なまたは寄与する他の行為。

第4条 所管領域——別表Aの地図に示す区域。

第5条 委員会の管轄権 (1)所管領域 (2)認可された企業。

第6条 委員会の構成 (1)大統領の任命する5人の委員から成り, うち1人を長官とする (2)任期は5年 (3)大統領は自己の判断で委員を解任できる (4)大統領は委員の欠員の補充, 委員の代理の任命ができる。

第7条 委員の報酬と条件 (省略)

第8条 委員の利権の公開 委員会の管轄権に入る企業に直接間接に利権をもつ委員は利権取得後の最初の委員会会合で利権の性質, 範囲を文書で通知し, 委員会はこれを大統領に連絡する。この委員はその利権をもつ限り, この企業に関する委員会の決定・議決の会合に出席できない。

第9条 手続きの規則 (省略)

第10条 委員会会合の定足数 3名とする。

第11条 委員会の長官 長官は執行の長で, 会合を主宰する。

第12条 委員会の長官への権限の委託 (省略)

第13条 委員会のスタッフ (省略)

第14条 委員会の組織 主たる事務所と部課を国の内外におくことができる。

第15条 部課への権限の委任 (省略)

第16条 委員会の一般権限 (1)目的の達成に必要なとされ, また寄与する行為, 措置をとること (2)工業敷地, 従業員の使用, 一般経済開発のための土地の取得・賃貸 (3)売却・賃貸用の工業団地のレイアウト (4)企業との協定締結 (5)委任された権限, またそれに付随する事項の遂行

第17条 企業との協定に関する委員会の権限 所管領域の内外にある企業と協定を結び, 別表Bに掲げる法律から免除し, または適用を変更する権限をもち, この協定は文書により登記され, 委員会と企業を拘束する契約となる。

第18条 委員会の規則作成の権限 (省略)

第19条 政府の一般政策への順応 (省略)

第20条 所管領域の特別権限 別表Cに掲げる成文法は, 委員会が所管領域の全部または一部に発する規則, 命令により権限・機能を当局の職員に執行させるための改正を行なって効力をもつものとする。

第21条 所管領域の管理 委員会は大臣の同意をえて所管領域内でその職員・雇員に市議会法の権限・機能を執行させることができ, 市議会法の条文は第1, 2, 3, 9, 10, 11, 14編を除き, 必要な変更を加えて適用され, 市政府は委員会, 市議会は所管領域と読みかえられる。

第22条 本法律で解散される地方団体の継承者としての委員会 (省略)

第23条 委員会の長官の指揮への順応 本法律による権限・機能の執行に当り, 委員会は長官の特別の指揮に従う。

第24条 規則 長官は規則によって; (1)別表Bの成文法で本法律に基づく委員会と企業との間で結ばれる協定に取入れられるものの免除・改正の範囲の決定, (2)別表Cの成文法と市議会法との条文の所管領域への適用に当って改正・変更すること, (3)別表の改正・変更, (4)この法律の実行に必要な事項の規定。これら規則は官報に公示して施行され, 公示の日から便宜のつきしだい国民議会の承認を求め, 承認されないものは無効となる。

第25条 銀行に関する委員会の権限 (1)委員会は第17条の権限の執行により, 非スリランカ国民の銀行が当座勘定を設け, 外貨のみの預金受入れを行なうことを認め, (2)国内国外政府から身元を侵かされることのない秘密勘定を認可し, 秘密の侵害には処罰を行なう規則を作成できる。

第26条 紛争の仲裁 (1)この法律により、委員会と企業とが結ぶ協定の条文または当事者の権利についての解釈に関する紛争は、当事者間で他の方法が合意されない限り、1965年「諸国民間の投資紛争解決国際センター」に解決を委託する。(2)委員会はスリランカ共和国を代理したものとし、スリランカで登記し、国籍をもつ企業で他の国民が支配するものは、同センターへの委託のために非スリランカ企業とする。(3)同センターに仲裁を委託する当事者はこの同意を撤回できない。(4)同センターにより行なわれる裁定は最終のものとし、異議申立てができず、コロombo地方裁判所の命令として、同裁判所により実施され、同裁判所の命令の執行に関する法律の条文が適用される。

第27条 税関に関する特殊規定 (1)委員会は所管領域内に税関を設け、税関官吏に施設を与え、必要な時は認可企業の敷地に同種の施設を認める。(2)委員会との協定が認められたものに限り、域内企業または認可企業は協定に従って卸小売ができるが、協定条件以外の方法で当該企業の敷地から搬出される商品は輸入と見なされ、税関法の条文が適用される。

第28条 所管領域の土地の強制取得 (1)委員会はその目的に土地または土地利権を必要とする時は、政府は委員会のため土地取得法によってそれを取得し、同法の条文はこの取得目的に適用され、その土地・土地利権は公共目的に必要とされたものと見なされる。(2)その土地・土地利権の市場価値は1977年7月22日にもった市場価値に、その後に行なわれた改善の適当な額を加えたものとする。

第29条 企業に対するある法律の不適用 委員会が企業と結んだ協定に明白に規定しない限り、1971年企業取得法、1974年会社(特別)法は認可企業に適用しない。

第30条 委員会の基金(省略)

第31条 勘定の監査(省略)

第32条 委員会の被課税免除(省略)

第33条 委員会の委員・職員・雇員の公務員扱い(省略)

第34条 贈収賄法での指定機関としての委員会(省略)

第35条 解釈 (1)“領域企業”とは、本法律第17条による協定を委員会と結び、所管領域内と外とで事業を行ないまたは提案する企業を領域企業と認可企業という。

(下略)

別表A (所管領域地図)

別表B 1963年内国歳入法、税関法(法典235条)、為替管理法(法典423条)、会社法(法典145条)、1971年海運法、1961年財政法、航空法(法典365条)。

別表C 1971年海運法、田園都市計画法(法典269条)、住宅・都市改善法(法典268条)、遊興税法(法典267条)、

道路法(法典193条)、車両法(法典202条)、会社法(法典145条)、商標法(法典150条)、事業名称法(法典149条)、商品名法(法典151条)、特許法(法典152条)、デザイン法(法典153条)、著作権法(法典154条)、度量衡法(法典158条)、航空法(法典365条)。

(出所) Greater Colombo Economic Commission  
Law No. 4 of 1978 of the National State  
Assembly (1978. 1. 31)

### 3. タミル・エラム・リベレーション・タイガースとその類似団体の禁止法律(1978年5月23日裁可)

前文 タミル・エラム(分離国家)解放の虎と自称する団体は、各地で国の団結・統一を侵害し、国の安全・公共の安全と秩序を危険にする暴力行為をし、その行為を当該団体の目的追求のためだと自称した。上述の団体を禁止し、かつ暴力行使を主張し、国の団結・統一と公共の安全・秩序に害を及ぼす活動を行なう他の団体の禁止を規定することが必要である。よって、スリランカ共和国国民議会は以下の如く制定する。

第1条 (法律の名称)(省略)

第2条 (タミル・エラム解放の虎の禁止と類似団体を禁止する大統領権限) (1)タミル・エラム解放の虎と自称する団体を禁止する。(2)大統領は他の団体で、暴力行使を主張し、直接、間接に非合法活動に関係または従事していると見るものに対し、官報の命令で、その団体の禁止を発表できる。(3)ある団体が本法律により禁止される時、本法律条文は、禁止団体が行ないまたは以前に行なった行動に著しく類似する行動に従事する他の団体にも適用される。

第3条 (第2条(2)の命令に適用される規定) (1)第2条(2)によりなされる命令は官報公示の日に発効し、最終のものとして、いかなる裁判所においても、令状その他の方式で異議に付されない。(2)当該命令は官報公示後、できるだけ速かに国民議会の承認を求めため提出され、官報公示の日から30日以内に2/3以上で否決される時は、議会在廃止・否決しない期間の最終日に施行が中止される。(3)ただし当該命令が国民議会で否決される時は、同じ団体に関するその後の命令で、最初の命令の日から100日を経過する前に出される命令については、国民議会在同じ方法で承認するまで施行される。(4)国民議会在承認した命令は、国民議会在廃止しない限り1カ年有効とする。(5)本条の命令の承認・否決・廃止はできる限り速やかに官報に公表される。

第4条 (違反) ある団体が本法律により禁止される時は、以下の者は違反の罪に問われる。(a)当該団体に加入し、忠誠であることを示す制服、シンボルその他の象

徴をつけ、(b)その団体の会議を召集し、またはその団体に関連する活動に従事・参加し、または(c)その団体を支持し、団員を募り、加入させ、または資金の拠出・徴収、情報の提供をし、または当該団体への援助を保証し、(d)その団体の団員の逮捕・裁判・処罰を妨げる意図で団員をかくまい、他の方法で助け、(e)当該団体または団員のため、刊行する目的で文書・印刷物を作成・印刷・配布・公刊し、または何んらかの方法でそれに関与し、(f)その団体、団員により行なわれ、または行なう目的の命令・決定・宣言・勧告またはそれに関する情報を他の者に通信し、通信を試みることを。

第5条 (刊行物の統制) (1)ある団体が本法律で禁止される時は、(a)関係当局の承認なしに以下に関する事項を新聞に印刷公刊してはならない。(i)当該団体の行動・予定行動、または行ない、行なおうと表明した目的の行為。(ii)当該団体が行ない、行なおうと表明する行為。(b)関係当局の文書による許可なしに(a)の(i)、(ii)に言う事項を含むスリランカの内外で印刷される新聞を配布し、配布に関係してはならない。(2) (1)の条文に反する行為をなす者は違反の罪に問われる。(3) (a)本条により違反を宣せられた者には、裁判所が適法に課する処罰の他に、命令を出して指定する期間中、何者にも新聞の印刷・刊行・配布、またはそれに関係させないようにし、またその新聞の印刷所を命令で指定する期間中、指定した目的に使用することを禁止できる。(b)本条の違反者が起訴される時は、裁判所は暫定命令により、当該新聞を印刷したかどで起訴されている印刷所を、判決が下されるまで、すべての目的または命令で指定した目的に使用できないように命ずることができる。

第6条 (人格団体の違反) (1)本法律の違反を人格団体が犯す時は、(a)その団体が法人ならば役員、幹部、(b)組合企業 Firm であれば、そのパートナー、(c)会社以外の非法人団体ならば、その経営管理に責任ある者は有罪と見なされる。ただし自己が知らぬのに、違反が犯されたこと、違反の阻止に正当な努力をしたことを実証すれば、違反と見なされない。

第7条 (禁止団体の資金・有価証券・信用・動産・不動産の没収) (省略)

第8条 (本法律の違反で起訴された者に対する保釈の法律の適用除外) (省略)

第9条 (1973年法律44号司法行政の違反有罪者に適用しない処罰の規定) (省略)

第10条 (地方裁判所に付される違反) 本法律による

違反で起訴される者は、地方裁判所で裁判され、7年以下の拘禁に処せられる。

第11条 (本法律、その他の法律の違反者を拘留する大臣の指示) (省略)

第12条 (諮問会議) (1)本法律の目的のため、大統領の任命する3名以下の人員から成る諮問会議を置く。

(2) (省略)

第13条 (第11条の命令は裁判所で異議に問われない) (省略)

第14条 (官吏などの保護) (省略)

第15条 (本法律の期間) 本法律の条文は施行の日から1カ年有効とする。

第16条 (解釈) (省略)

(出所) *Tribune*, 1978. 6. 17.

#### 4. 合同労働組合行動委員会 JTUAC 参加17労働組合 (幹部名) (T. U.=Trade Union)

1. Ceylon Federation of T. U. (L. W. Panditha)
  2. Ceylon Federation of Labor (Batty Weerakoon)
  3. Sri Lanka Independent T. U. (Alavi Mowlana)
  4. Public Service T. U. Federation (J. A. K. Perera)
  5. Government Worker's T. U. (P. D. Wimalasena)
  6. Sri Lanka Government Workers T. U. Federation (U. C. T. de Silva)
  7. Technical Service T. U. Federation (H. Rathnapala)
  8. Local Government T. U. Federation (P. Amaradiwakara)
  9. Ceylon Mercantile Union (Bala Tampoe)
  10. Ceylon Bank Employee's Union (Redley Silva)
  11. Sri Lanka Jathika Guru Sangamaya (Gunaratne Bandara)
  12. Ceylon Teacher's Union (Chitral D. Perera)
  13. Government Clerical Service Union (G. D. Sumanadasa)
  14. Samastha Lanka Raja Lipikaru Sangamaya (H. Wilbert)
  15. Central Council of Ceylon T. U. (Dinesh Gunawardena)
  16. Ceylon T. U. Federation (N. Shanmugathasan)
  17. Sri Lanka Federation of Labor Union (Nandasiri Gunaratne)
- (出所) *Mirror*, 1978. 10. 2.

## 主 要 統 計

スリランガ 1978年

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| 第1表 産業別就業人口          | 第16表 貿易の推移        |
| 第2表 国民総生産と総支出        | 第17表 輸出商品構成       |
| 第3表 産業別国内総生産         | 第18表 輸入商品構成       |
| 第4表 主要農作物の生産・貿易      | 第19表 貿易相手国別構成     |
| 第5表 小輸出作物、補助食料の生産・輸出 | 第20表 日本の対スリランカ貿易  |
| 第6表 土地改革法収用地の配分      | 第21表 国際収支         |
| 第7表 マハベリ計画5大事業       | 第22表 国際収支の赤字と金融   |
| 第8表 工業生産             | 第23表 外貨資産         |
| 第9表 財政収入             | 第24表 コロンボ生計費指数    |
| 第10表 各省別予算           | 第25表 卸売物価指数       |
| 第11表 財政赤字とその金融       | 第26表 職種別雇用        |
| 第12表 政府債務            | 第27表 職業安定所、求職、就職数 |
| 第13表 外国援助            | 第28表 民間部門争議       |
| 第14表 借入先別政府債務        | 第29表 最低賃金指数       |
| 第15表 通貨供給量と増減の要因     |                   |

第1表 産業別就業人口

(単位: 1000人)

	(1) 1975年	1976年	(2) 1975年	1976年
プランテーション産業	1,318.5	1,318.0	10.7	8.7
非プランテーション産業	17.4	18.5	—	—
鉱業	9.6	10.2	—	—
製造業	370.2	398.8	18.4	16.4
建設業	23.7	23.8	4.7	4.7
商業・運輸	340.6	382.1	60.7	70.3
サービス業	155.6	166.3	37.3	38.8
分類不能	55.1	40.1	—	—
合計	2,209.9	2,358.0	131.9	139.0

(1) 従業員共済基金加入者 (2) 民間認可共済基金加入者  
(出所) 中銀: 経済概観 *Review of the Economy* 1977.

第2表 国民総生産と総支出

(単位: 100万ルピー)

国民総生産	1975年	1976年	1977年	成長率 (%)		
				1976年	1977年	1978年**
国民総生産 {名目 実質*	21,935	24,088	29,122	9.8	20.9	—
	11,165	11,443	11,952	3.0	4.4	5.7
1人当り {名目 (ルピー) 実質*	1,623	1,754	2,084	8.7	18.8	—
	822	833	855	1.3	2.6	4
国民総支出	1975年	1976年	1977年	構成比 (%)		
				1975年	1976年	1977年
民間消費	18,850	19,558	22,009	73.2	72.9	72.5
公共消費	2,508	3,049	3,149	12.2	11.3	10.3
固定資本形成	3,699	4,595	5,035	13.1	17.1	16.5
在庫変動	+209	△401	+159	0.7	△1.1	0.5
国内総支出	25,266	26,801	30,352	100	100	100
海外純所得	△772	△50	+1,259			
国際贈与	△560	△547	△550			
国民総支出	23,934	26,204	31,061			

\* 1959年価格 \*\* 財政演説予想  
(出所) 中銀: 経済概観. Ceylon Daily News.

第3表 産業別国内総生産

(単位: 100万ルピー)

産業部門	名目		実質*		実質成長率 (%)		
	1976年	1977年	1976年	1977年	1976年	1977年	1978年**
農林水産業	8,919	11,525	3,568	3,828	△1.0	+7.3	5.7
製造業	434	388	354	310	+42.3	△12.2	—
建設業	3,527	4,447	1,489	1,505	+1.8	+1.1	5.6
公益事業	1,164	1,133	531	480	+5.5	△9.6	9.5
運輸・通信	43	45	36	37	+7.5	+2.7	6.0
運輸・通信	2,238	2,612	1,143	1,198	+3.9	+4.8	—
金融・不動産	3,627	4,337	1,545	1,623	+2.9	+5.0	8.0
住宅	419	541	191	229	+3.8	+19.9	—
行政・国防	467	476	353	360	+0.8	+1.9	—
サービス業	948	1,177	676	703	+4.6	+4.0	—
サービス業	2,470	2,582	1,593	1,703	+5.2	+6.9	—
合計	24,258	29,264	11,480	11,977	+3.0	+4.4	5.7

\* 1959年価格 \*\* 財政演説予想  
(出所) 中銀: 経済概観.

第4表 主要農作物の生産・貿易

		1976年	1977年	1978年*	1978年1~7月	
茶	面積 (1,000エーカー)	594	598		—	
	生産 (100万ポンド)	433.4	459.8	455**	122.7**	
	輸出入 (100万kg)	839	899		—	
ゴム	面積 (1,000エーカー)	561	560		—	
	生産 (100万ポンド)	335.3	322.4		79.9**	
	輸出入 (100万kg)	705	708		—	
ココナット	面積 (1,000エーカー)	1,154	(1962年)		—	
	生産 (100万個)	2,330*	1,821*	2,200	—	
	輸出入 ( " )	803.3	280.6		260.0	
米	播種面積 (1,000エーカー)	1,146	1,328		—	
	生産 (100万ブシエル)	マハラ	642	717		—
		マハラ	42.2	54.8		—
	単位収量 (ブシエル)	マハラ	17.7	25.5	92.0	—
		マハラ	47.17	51.56		—
政府購入 (100万ブシエル)	40.3	43.98		—		
		12.8	24.5		24.4	

\* 財政演説予想。 \*\* 100万 kg  
(出所) 中銀: 経済概観.

第5表 小輸出作物、補助食料の生産・輸出 (1977年)

小輸出作物	耕地 (1000 エーカー)	輸出 (1000 CWT)	補助食料	耕地 (1000 エーカー)	生産 (1000 CWT)
ココナ	29.0	26.0	カト	150.0	8,462
シン	8.0	—	ッも	90.7	824
カ	38.0	102.5	うろ	73.5**	331**
胡椒	11.6	1.7	うが	14.9**	889**
	5.4	12.4	赤玉	19.2	167
ち	4.0	24.1	落	31.9	176
ナ	4.6	3.0	緑	3.8	42
シ	15.0	—	ソ	3.2	30
			大	7.6	964
			ポ	64.1	450
			ク	64.0	245
			ラ	70.0	389
			カ	33.6	227
			テ	44.9	1,384
			さ		
			つ		
			ま		
			い		
			も		

\* シナモン・キルのみ \*\* マハ作のみ  
(出所) 中銀: 経済概観。

第6表 土地改革法収用地の配分

(単位: エーカー)

	1972年法	1975年法
ジャナワサ (人民農園開発公社)	73,795	232,147
国家プランテーション公社	107,397	167,465
選挙区協同組合	71,446	4,641
個人農家	70,154	—
協同ジャナワサ	61,635	835
土地委員会	39,675	—
土地改革委員会	38,585	—
知事・副知事・地方局管理	17,777	—
畜産開発公社	7,020	2,870
県開発事業・特別事業	8,939	—
ゴム研究員所	1,725	5,309
生産性委員会	4,295	—
森林保全	4,128	—
茶研究	—	3,990
スリランカ砂糖公社	2,831	—
多目的協同組合	2,841	—
コナット耕作局	2,262	—
特別協同機関	1,966	—
スリランカ・カジュ公社	883	—
コナット研究所	381	—
振興局	351	—
その他	45,325	700
合計	563,411	417,957

\* 以前のウサワサマ含む  
(出所) 中銀: 経済概観。

第7表 マハベリ計画5大事業

プロジェクト名	新受益地 (1000 エーカー)	発電能力 (MW)	費用 (億ルピー)	開始年月	完成率	援助国
マドル・オヤレ	20	5	—	1978. 8	1982	カナダ
コトマレ	40	150	28	1978. 12	1981	スエーデン
モラガハカンド	46	40	25	1980	1983	日本
ビクトリア	73	120	39	1978. 11	1983	英国
ランデニガラ	158	75	32	1979. 12	1984	西独
計	337 (900)*	390 (512)*	110			

\* 別資料 完成時 22.5万世帯 (120万人) 入植  
(出所) Ceylon Daily News.



第8表 工業生産

業種	企業数		従業員数(1000人)		生産額(100万ルピー)	
	1976年	1977年	1976年	1977年	1976年	1977年
食・飲料・タバコ	158	162	24.5	28.4	1,715	2,295
繊維・衣料・はき物	602	665	30.2	28.7	680	697
木材・材・同製	17	15	6.5	6.4	129	127
紙・同製	58	64	6.3	7.9	202	269
化学・石油・石炭品	220	233	13.0	14.4	2,336	2,468
ゴム・プラスチック	72	58	10.3	9.9	360	411
非金属	1	1	1.4	1.8	138	132
金属製品・機械	358	285	18.4	15.5	474	571
その他	22	27	1.4	1.1	26	33
合計	1,508	1,510	112.2	114.4	6,061	7,004

(出所) 中銀: 経済概観。

第9表 財政収入

(単位: 100万ルピー)

	1977年	1978年*	1979年**		1977年	1978年*	1979年**
生産・支出への税	4,503	8,607	9,039	法人・非法人所得税	937	1,076	1,055
(取引高税)	711	982	1,175	政府企業収入	514	524	529
(アルコール消費税)	241	292		賃料・利子・配当	371	252	—
(タバコ消費税)	591	550	1,700	売却・課金	125	99	—
(茶従価税)	575	414		社会保障拠出	37	38	—
(輸入税)	518	1,715	1,475	その他経常支出	56	60	184
(輸出税)	620	4,478	4,530	の本移転収入	92	84	140
(FEEC収入)	1,157	—	—	借入金返済収入	51	89	128
(ライセンス税)	54	56	61				
(財産移転税)	37	38	97	合計	6,686	10,830	11,075 (11,429)

(出所) 中銀月報。財政演説。 \* 承認予算 \*\* 予算案前見積り。( ) は予算案

第10表 各省別予算

(単位: 100万ルピー)

	1978年*	1979年**		1978年*	1979年**
大統領・総理府	4.19	131.12	運輸省	565.12	1,032.10
閣議・最高裁			プランテーション産業省	104.36	63.62
国会議院	8.17	10.31	司法省	80.64	95.90
会計検査院	10.07	12.65	保健省	528.29	861.92
与党リーダー	0.20	0.33	社会事業省	50.27	68.90
野党リーダー	0.12	0.23	文化省	15.18	21.22
選管局	9.99	10.65	郵便・電信省	243.04	504.30
国防省	392.02	732.75	繊維産業省	22.68	40.42
外務省	63.87	100.29	議会・スポーツ省	9.16	7.67
計画実施省	449.61	674.11	農村開発省	13.62	15.02
土地・土地開発省	318.47	614.04	食糧・協同組合省	2,099.56	2,361.13
商務・海運省	87.69	187.28	農業開発・研究省	453.43	781.36
教育省	1,037.44	1,114.30	漁業省	127.79	126.20
高等教育省	77.86	166.58	国務省	78.22	103.66
電力道路省	179.77	628.27	マハベリ開発省	—	979.89
労働省	22.91	29.76	農業産業開発省	—	95.07
行政・内務省	1,187.79	608.06	ココナット産業省	—	29.64
地方自治・住宅・建設省	444.36	1,082.91	青年問題・雇用省	—	108.63
工業・科学省	620.49	753.36			
大蔵・計画省	6,719.93	5,222.22	総計	—	19,376.89

\* 補正後 \*\* 原案  
(出所) Tribune 1978. 11. 18.

第11表 財政赤字とその金融

(単位: 100万ルピー)

	1977年	1978年*	1979年*		1977年	1978年*	1979年*
1. 歳入計	6,691	11,296	11,429	5. 財政赤字(4-3)	△3,135	△6,337	△6,300
2. 経常支出	6,578	11,572	10,534	6. 金融			
当初案	6,405	—	10,953	公債		1,800	1,950
支出節約	△257	—	△219	行政借入れ	1,281	155	—
前貸勘定	430	—	△200	中銀借入れ		228	—
3. 経常収支(1-2)	+113	△276	+895	大蔵省証券	505		—
4. 資本支出	3,248	6,061	7,195	商品援助		2,150	2,200
当初案	3,999	—	7,334	その他援助	1,841	1,500	2,150
支出節約	△751	—	△1,467	I M F	—	814	—
減価基金	—	—	1,324	現金バランス	△491	—	—

(出所) 1979年財政演説。 \* 財政演説予想

第12表 政府債務

(単位: 100万ルピー)

	1977年末		1978年7月末	
	グロス	ネット	グロス	ネット
総額	24,986	22,434	27,511	24,727
外債	10,827	10,827	13,438	13,438
(プロジェクト借款)	2,198	2,198	9,396	9,396
(その他援助)	7,639	7,639	4,041	4,041
内債	14,159	11,607	14,073	11,289
(ルピー債)	10,392	7,840	11,392	8,608
(大蔵省証券)	2,500	2,500	1,880	1,880
(中銀借入れ)	617	617	224	224
(納税証書)	40	40	42	42

(出所) 中銀月報。

第13表 外国援助

(単位: 100万ルピー)

	総収入	償還	純収入	為替変動調整	期末債務高
1974年	350.6	171.3	179.2	△38.6	2,935.9
1975年	648.4	271.6	376.8	392.2	3,704.9
1976年	960.4	229.9	730.5	532.6	4,968.0
1977年	1,443.8	434.0	1,009.8	4,849.4	10,826.9*

\* 30万ドル棒引

(出所) 中銀: 経済概観, 月報。

第14表 借入先別政府債務 (1978年7月末)

	内 債			外 債	
	合 計*	-(公 債)		合 計*	(プロジェクト)
銀行計	2,570	622	国際機関	2,772	1,989
中 銀	1,866	96	アジア開銀	750	750
市 銀	705	527	世銀・第2世銀	1,239	1,239
(セイロン銀行)	352	352	I M F	782	—
(人民銀行)	160	160	援助グループ計*	8,936	1,221
非銀行計	10,968	10,770	カナダ	612	73
国家貯蓄銀行	2,626	2,591	フランス	432	—
減債基金	3,088	3,088	西 独	1,533	788
従業員共済基金	2,881	2,880	イ ン ド	364	55
政府機関資金	283	150	日 本	2,181	—
保険公社	1,105	1,105	米 国	2,797	34
信託共済資金	793	792	英 国	761	33
保険会社	82	78	オランダ	123	123
政府公社	2	2	そ の 他	1,730	831
その他	108	84	中 国	587	310
合 計	14,073	11,392	ソ 連	227	170
減債基金除く計	11,289	8,608	東 独	82	82
			U A E	192	—
			ク エ ー ト	269	269
			O P E C	126	—
			リ ビ ア	239	—
			合 計	13,438	4,041

(出所) 中銀月報。 \* その他含む

第15表 通貨供給量と増減の要因

(単位: 100万ルピー)

	1976年末	1977年末	1978年7月末
現金通貨	2,407	3,219	3,259
(公衆保有)A	2,080	2,792	2,806
預金通貨	4,015	5,320	5,230
(公衆保有)B	2,085	2,574	2,763
通貨供給量(A+B)	4,165	5,366	5,569
通貨増減	+1,077	+1,200	+204
通貨増	+830	+3,538	+3,254
(対外銀行資産)	+470	+1,943	+831
(市銀民間信用)	+539	+1,186	+1,760
(市銀公社信用)	+43	+614	+576
(政府現金)	△222	△205	+87
通貨収縮	+247	△2,338	△3,050
(民間貯蓄)	△504	△902	△956
(公社貯蓄)	+42	△294	△200
(銀行対政府信用)	+679	△73	△1,288
(中銀その他資産)	+83	△398	△324
(市銀その他資産)	△46	△677	△191
(調整)	△3	+4	△91

(出所) 中銀: 経済概観, 月報。

第16表 貿易の推移

(単位: 100万ルピー)

	輸 入 CIF		輸 出 FOB		貿 易 収 支		交易条件 (1967=100)
1975年	5,251	5,196*	3,933	3,969*	△1,318	△1,228*	46
1976年	4,645	4,902*	4,815	4,840*	+170	△62*	62
1977年	6,007	6,061*	6,638	6,570*	+630	+509*	81
1977年(1~7月)	3,462	3,418*	3,466	3,392*	+4.0	△26.0	
1978年	8,108	8,121*	7,164	7,210*	△945	△912	
1978年**	16,493		5,962				

\* 税関数字を食糧統計(輸入), 石油公社統計(輸出)で調整 \*\* 財政演説が替ベース予想  
(出所) 中銀: 経済概観, 月報。

第17表 輸出商品構成

(単位: 100万ルピー)

	1976年	1977年	1978年(1~7月)	1976年**	1977年**	1978年** (1~7月)
紅 茶	2,100	3,503	3,532	216	336	184
ゴ ム	890	931	1,261	91	89	66
ココナツト品	382	335	426	39	32	22
(コ プ ラ)	7	3	—	1	—	—
(ココナツト油)	188	40	—	19	4	—
(乾しココナツト)	179	292	—	18	28	—
(生ココナツト)	8	—	—	1	—	—
小 輸 出 作 物*	230	378	362	24	36	19
工 業 産 品*	701	919	1,120	78	88	52
宝 石 ・ 貴 石	261	298	236	27	29	12
そ の 他 国 産 品	117	251	226	18	25	18
再 輸 出 計	14	23	—	2	2	—
輸 出 計	4,815	6,638	7,164	495	637	374

\* 選択された品目 \*\* 100万 SDR  
(出所) 中銀: 経済概観, 月報。

第18表 輸入商品構成

(単位: 100万ルピー)

	1975年	1976年	1977年
1. 消 費 財	2,651	1,689	2,534
a 食 飲 料	2,520	1,491	2,181
( 米 )	1,062	602	917*
( 小 麦 粉 )	1,002	683	925
( 砂 糖 )	248	64	197
( ミ ル ク 品 )	82	81	96
( 魚 類 )	44	25	19
b 織 維 品	20	49	150
c そ の 他 消 費 財	111	149	203
( 自 動 車 )	16	44	48
( タイヤ・チューブ )	8	20	6
( 薬 品 )	69	59	90
2. 中 間 財	1,888	2,259	2,648
肥 料	208	99	51
石 油 品 料	872	1,164	1,441
化 学 品 料	115	90	120
染 料	19	26	41
紙	70	56	67
小 麦	136	145	144
3. 投 資 財	653	641	746
建 築 材 料	169	104	129
輸 送 機 械	116	175	232
機 械	322	364	296
4. そ の 他	59	54	77
合 計	5,251	4,645	6,007

\* 財政演説 980 百万ルピー  
(出所) 中銀: 経済概観, 月報。

第19表 貿易相手国別構成

(単位: 100万ルピー)

	1975年	1976年	1977年		1975年	1976年	1977年
輸出計	3,922.9	4,815.0	6,637.8	輸入計	5,251.3	4,644.9	6,007.1
英国	313.2	465.0	532.7	英国	223.5	275.1	327.2
オーストラリア	109.9	129.2	199.7	オーストラリア	429.4	272.5	290.9
ニュージーランド	34.4	42.0	68.0	カナダ	62.4	106.3	70.8
カナダ	95.1	117.0	127.1	米国	336.6	378.8	537.5
米国	218.9	335.1	500.9	西独	252.0	182.8	222.5
西独	118.6	163.4	261.2	ベルギー	16.6	56.4	72.5
フランス	44.1	55.9	93.5	フランス	429.1	293.8	230.8
イタリア	67.8	131.2	109.9	イタリア	38.4	51.6	138.8
オランダ	69.4	115.6	186.7	オランダ	46.3	69.5	107.3
日本	179.7	215.4	322.1	日本	447.0	375.5	397.7
パキスタン	344.9	363.0	534.2	インド	149.9	181.1	357.6
シンガポール	50.0	143.0	98.6	パキスタン	219.8	273.6	273.4
イラン	116.5	99.9	122.6	シンガポール	103.8	79.0	125.8
イラク	190.4	144.5	356.2	マレーシア	15.5	16.5	29.0
サウジアラビア	94.2	122.2	175.1	ビルマ	120.7	231.0	167.0
クウェート	58.6	104.0	97.9	タイ	355.5	171.9	286.6
シリア	64.8	78.5	168.5	韓国	17.7	36.9	54.7
エジプト	120.8	100.5	303.8	イラン	217.7	499.2	585.5
南アフリカ	120.6	141.2	201.3	サウジアラビア	636.6	595.5	742.3
中国	460.1	481.4	433.5	中国	661.5	56.2	284.1
ソ連	102.6	164.4	124.0	ソ連	112.1	71.8	130.7
ポーランド	39.0	43.3	69.2	ポーランド	5.0	7.7	28.0
ユーゴ	16.5	21.5	42.8	ルーマニア	42.5	13.3	56.9

(出所) 中銀: 経済概観。

第20表 日本の対スリランカ貿易

(単位: 1000ドル)

	1975年	1976年	1977年	1978年1~7月
輸出計	49,874	53,538	74,094	74,033
繊維品	6,487	9,415	11,948	6,428
化学品	11,629	7,288	9,087	9,175
金属品	9,483	8,796	6,086	7,548
機械	15,165	22,574	36,188	41,732
輸入計	30,660	36,716	47,103	42,313
えび	1,180	3,639	4,798	—
紅茶	3,654	3,903	8,484	—
ゴム	771	1,063	1,121	—
繊維原料	1,645	1,678	3,156	—
チタン	1,773	1,749	1,219	—
緑豆	7	0	2,766	—
宝石	14,009	20,035	20,259	—

(出所) 通産直「通商白書」、大蔵省「外国貿易概況」。

第21表 国際収支 (単位: 100万ルピー)

	1975年	1976年	1977年
貿易収支	△1,421	△709	+350
貿易外収支	+89	+112	+322
移転収支	+560	+547	+578
経常収支	△772	△50	+1,250
長期資本純流入	+613	+715	+746
基礎収支	△159	+665	+1,996

(出所) 中銀: 経済概観。

第22表 国際収支の赤字と金融 (単位: 100万ルピー)

	1976年	1977年
輸出	4,707	6,640
輸入	5,417	6,290
貿易収支	△710	350
サービス収支	168	412
経常収支(A)	△542	762
資本支払い(B)	△1,914	△1,636
(ローン)	△233	△431
(供給者信用)	△461	△317
(短期信用)	△897	△492
(IMF)	△190	△219
赤字計(A+B)	△2,456	△874
供給者信用	356	135
短期信用	910	225
海外借入れ	1	222
IMF	158	935
外国援助贈与	1,435	1,874
その他	175	119
外貨資産	△568	△4,171
評価・調整	—	1,680
誤差・もれ	△10	55
金融計	2,456	874

(出所) 中銀: 経済概観。

第23表 外貨資産 (単位: 100万ルピー)

	1975年	1976年	1977年	1978年 7月
外貨資産計	833.9	1,402.2	5,573.6	6,512.8
政府, 同機関	0.9	6.8	4.3	76.5
中央銀行	438.0	822.8	4,326.5	5,171.6
商業銀行	395.0	572.6	1,242.8	1,264.7
国際流動性*	58	92	292	333
(外貨)	(45)	(78)	(268)	(317)

\* IMF, IFS, 単位100万ドル

(出所) 中銀月報。

第24表 コロンボ生計費指数 (1952=100)

	1976年	1977年	1976/77 変化%	1978年 8月
総合	200.7	203.2	1.2	231.9
食料	202.1	203.3	0.6	243.3
衣料	211.7	223.8	5.7	225.9
光熱費	265.2	257.5	△2.9	264.2
家賃	109.8	109.8	—	109.8
その他	203.8	208.4	2.3	227.2
国産品	195.5	200.6	2.6	231.8
輸入品	209.3	195.6	△6.5	253.1
輸出品	219.8	317.5	44.4	358.3

(出所) 中銀月報。

第25表 卸売物価指数 (1974=100)

	1976年	1977年	1977.8~ 1978.7 増減%	対前年度 増減%
総合	111.8	146.4	150.2	+10.3
食品	110.8	156.9	152.8	+6.1
アルコール	116.9	124.8	129.9	+4.2
繊維品・はき物	120.6	168.6	205.8	+25.4
紙製品	113.2	117.5	135.3	+17.2
化学品	83.4	62.7	67.7	+1.6
石油品	111.2	109.4	108.9	△1.3
非金属品	137.9	172.7	226.7	+56.7
金属品	96.4	95.1	105.4	+11.0
輸送機器	118.4	127.4	133.9	+7.1
電機機械	117.2	120.4	118.2	△0.6
燃料	97.0	97.8	104.4	+4.1
燃	133.4	152.7	221.5	+39.1
その他	132.1	142.1	199.8	+46.0
国内品	105.9	110.6	135.3	+6.6
輸入品	95.4	100.7	118.7	+26.7
輸出品	145.0	169.1	221.5	+6.5
消費財	111.7	121.3	153.2	+7.1
中間財	111.6	121.1	137.7	+2.8
資本財	114.4	116.5	158.5	+2.6

第26表 職種別雇用 (%) (1976年)

	公費部門	民間部門
管理・経営	0.7	2.8
専門職・技術	2.5	2.5
書記	7.2	3.2
販売	3.4	4.3
工長・監督	2.7	3.0
熟練	18.6	34.4
未熟	64.9	44.9
男女	66.2	65.2
子	33.8	34.8

(出所) Ceylon Daily News 1978.8.17.

第27表 職業安定所求職, 就職数 (単位: 1000人)

	1975年	1976年	1977年	
合計	A	531.2	558.8	580.1
	B	1.22	0.85	0.40
技術者・書記	A	99.4	107.3	112.3
	B	0.18	0.24	0.10
熟練	A	48.4	51.0	53.3
	B	0.20	0.11	0.09
半熟練	A	123.1	131.6	136.4
	B	0.19	0.08	0.05
未熟練	A	260.3	268.8	277.9
	B	0.63	0.41	0.14

A: 求職 B: 就職  
(出所) 中銀: 経済概観。

第28表 民間部門争議

	1975年	1976年	1977年*
スト件数	69	157	126
(プランテーション)	66	125	93
参加労働者数	21,897	56,922	43,663
(プランテーション)	19,981	50,507	38,018
喪失労働日	84,235	169,229	231,397
(プランテーション)	66,485	148,968	178,738

\* 暫定  
(出所) 中銀: 経済概観。

第29表 最低賃金指数 (1952=100)

	1975年	1976年	1977年	1978年8月	
賃金委員会総合	A	244.5	250.0	308.8	448.0
	B	123.3	124.6	151.9	193.2
農業	A	241.2	246.4	310.2	457.6
	B	121.6	122.8	152.6	197.3
商工業	A	275.2	282.3	304.0	379.6
	B	138.7	140.7	149.6	163.7
中央政府官吏	A	224.2	237.2	240.3	275.2
	B	113.0	118.2	118.3	118.6
政府教員	A	171.8	181.6	184.7	203.9
	B	86.6	90.5	90.9	87.9

A: 名目 B: 実質  
(出所) 中銀: 月報。